交通事故率の要因に関する 調査研究報告書

昭和 56 年 3 月

特殊法人 自動車安全運転センター

交通事故死者数は、昭和46年以来9年間連続の減少を示したものの、55年には 僅かながら増加し、また事故発生件数、負傷者数についても、53年より僅かながら 増加を示している。一方運転免許保有者は年々約200万人の規模で増加し55年末 には約4,300万人となり、自動車保有台数の増加と相まって、国民皆免許時代、大 量交通時代を迎えたといえる。

こうした交通情勢の下で、今後も引き続き交通事故の減少傾向を維持して行くこと は極めて困難な課題であるが、事故の実態、原因をよく見定め、その解決をはかる施 策を推進して行く必要があると考えられる。

そこで、自動車安全運転センターでは、以前より指摘されてきた都道府県間、都市間における事故率の格差の問題に着目して、各都道府県の地域特性を人口、道路延長、警察官定数、自動車台数等の交通環境条件と住民意識とによって定め、これらのデータと交通事故死者数、人身事故発生件数とのつき合せによる統計分析を行うことにより高事故率をもたらす原因の究明を行うこととした。本報告書はその結果をとりまとめたものである。

なお、本調査研究に参加された委員各位と調査に御協力いただいた方々に深く感謝の意を表する次第である。

昭和56年3月

 ま え が き委 員 名 簿

第	1 章	Ē	研究	0	目	的	及	び	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1 -	- 1	研	究	の	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1 -	- 2	研	究	の	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第	2 章	Í	交通	情	勢	及	び	交	通	事	故	(D)	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2 -	- 1	交	通'	情	勢	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
			(1)	j	運	転	免	許	保	有	者	数	0	推	移	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
			(2)		自!	動.	車	保	有	台	数	0	推	移	•	•	•	•				•			•		•	•	•		3
			(3)		自!	動	車	輸	送	活	動	0	推	移	•	•		•	•	•	•		•	•			•	•	•		4
	2 -	- 2	交	通	事	故	の	推	移	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				5
	2 -	- 3	最	近	の <u>;</u>	交:	通:	事	故	の	特	徴	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•				7
			(1))	最高	高	速	度	違	反	`	酒	酔	١.	運	転	に	ょ	る	死	亡	事	故	の	多	発					7
			(2)	-	事i	故(の:	多	発	時	期	`	多	発	時	間	帯														8
			(3)	2	歩	行	者	の:	横	断	事	故	の	多	発								•	•					•		9
			(4)	J	原!	動	機	付	自	転	車	事	故	0	多	発							•								9
			(5)	Ė	老	人(の	交	通	事	故	(D)	多	発	•		•													1	C
			(6)	ā	都	道	府.	県	間	に	お	け	る	事	故	率	の	格	差											1	1
2	- 4	ŀ	事故	率(の:	地:	域	格	差						•															1	1
第	3 章	Ē	交通	場	面	の)	危	険	性	に	関	す	る	指	標	と	地	域	格	差									•	1	5
	3 -	- 1	交	通	場	面。	の	危	険	性	に	関	す	る	指	標														1	5
			(1)			題(5
			(2)			標(7
	3 -	- 2		通:																											2
		_	(1)			口:																									3
			(2)																												

	(3)	免	許人	Д	10	万丿	当	た	ŋ	の	死	者	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	5
	(4)	免	許人	口	10	万丿	当	た	り	(T)	人	身	事	故	発	生	件	数	•	•	•	•	•	•	2	6
	(5)	自	動車	台	数	10フ	が台	当	た	り	の	死	者	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8
	(6)	自	動車	台	数	10フ	5台	当	た	り	の	人	身	事	故	発	生	件	数	•	•	•	•	•	2	8
	(7)	平	均交	通	量	100	台/	12	h≌	当た	<u> ا</u>) 0) 歹	Eŧ	子类	攵	•	•	•	•	•	•	•	•	3	C
	(8)	平	均交	通	量	100	台/	12	h≌	当た	<u> ا</u>) 0) <i>J</i>	人身	才事	手拉	女务	全 生	三件	上娄	女 •	•	•	•	3	1
	(9)	道	路延	長	1,	000	km 🖹	当力	<u>ئ</u> ج) 0	り歹	它君	子类	女 •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	2
	(10)	道趾	各延.	長1	, 0	00k	m当	た	り	0)	人	身	事	故	発	生	件	数	•	•	•	•	•	•	3	3
3 - 3	考	察•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	3
第4章	事故	率の	地域	格	差	の事	更因	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
4 - 1	は	じめ	に・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	7
4 - 2	交	通環	境条	:件	の	因日	一分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	(1)	因	子分	析	کے	は・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	(2)	因	子分	析	の	対象	きと	し	た	諸	変	数	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	8
	(3)	バ	リマ	・ツ	ク	ス治	きに	よ	る	分	析	の	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
	(4)	因	子得	点	に	基~	づく	都	道	府	県	の	分	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	2
	(5)	交	通事	故	対	策に	2 関	す	る	助	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	6
4 - 3	住	民意	識の	因	子	分析	ŕ•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	(1)	は	じめ	に	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	(2)	因	子分	析	の	対象	きと	L	た	調	査	項	目	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	7
	(3)	バ	リマ	・ツ	ク	ス治	らに	よ	る	分	析	の	結	果	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	2
	(4)	因	子得	点	に	基~	づく	都	道	府	県	の	分	類	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	3
	(5)	交	通事	故	対	策に	_ 関	す	る	助	言	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
4 - 4	交	通事	故率	ミに	係	る重	宜宜	帰	分	析	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	8
	(1)	重	回帰	分	析	とに	ţ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		5	8
	(2)	被	説明	変	数	のき	・定	•	•	•	•			•	•	•	•		•	•	•	•	•		5	8
	(3)	説	明変	数	の	選兌	₹ •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•		5	8
	(4)	重	回帰	分	析	の糸	吉果	: •	•	•	•		•	•	•	•	•				•	•	•		6	C
	(5)	ま	とめ	•	•		•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6	2

6 3

委 員 名 簿 (順不同)

委 員 長	警察庁交通	通局交通企	画課長		福	島	静	雄
前委員長	神奈川県警	警察本部警	務部長		斉	藤		隆
前委員	警察庁警務	務局教養課 ³	理事官		田	中	節	夫
委 員	" 交通	通局交通企画	斯課課 身	長補佐	小	林	奉	文
IJ	IJ	II.	係	長	太	田	昭	雄
IJ	<i>II</i>	IJ		IJ	吉	村	幸	晴
IJ	IJ	IJ		IJ	斉	藤	勝	久
IJ	IJ	IJ		II	平	Щ	泰士	一郎
IJ	科学警察	研究所交通	安全研	究室長	大	塚	博	保
IJ	J	<i>!</i> !	"	主任研究官	村	田	隆	裕
IJ	日本能率的	a会総合研	究所主作	壬研究員	高	嶺	_	男
IJ	自動車安全	全運転セン	ター調	查研修部長	北	Ш	昭	生
IJ		IJ	調	查課長	渡	辺	正	己
IJ		"	調	查課係長	山	口	卓	耶

第1章 研究の目的及び方法

1. 研究の目的

交通事故死者数は、昭和46年から一昨年まで9年連続して減少してきたが、昨年に至り前年比294人増(3.5%増)とわずかながらも増加傾向に転じた。また、人身事故発生件数や交通事故負傷者数については、既に昭和53年から微増の傾向にある。

ところで、昭和55年12月末現在における運転免許保有者数は4,300万人を超え、また自動車保有台数は約3,900万台に達し、まさに国民皆免許時代・大量交通時代を迎えるに至っている。こうした交通情勢の下で交通事故を減少させることは、極めて困難な課題であると言わなければならない。

本研究は、従来から指摘されてきた都道府県間における事故率の格差の問題に着目し、事故率に格差が生じる原因の究明を行い、もつて事故率の高い都道府県における事故率の引下げのための施策の推進に寄与するとともに、それを全国的に応用して各都道府県の事故率の引下げを図ることを目的とする。

2. 研究の方法

各都道府県の地域特性の要素として、人口・道路延長・警察官定数・信号機数・ 自動車台数等の交通環境条件及び住民意識を取り上げ、地域特性に関するこれら諸 要素のデータを交通事故死者数・人身事故発生件数等のデータとつき合わせて統計 分析を行い、どういう要因がどれだけ事故率に関与しているかを解明し、もって事 故率を引き下げるために重点的に推進すべき対策事項を明らかにする。

第2章 交通情勢及び交通事故の状況

1. 自動車交通の情勢の動向

(1) 運転免許保有者数の推移

昭和54年12月末現在における運転免許保有者数は41,042,876人であり、 16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合は約2.1人 に1人(男性では約1.4人に1人、女性では3.9人に1人)となった。

表 2-1 運転免許保有者数の推移

(各年12月末現在)	(各	Æ12	月月	友現在)	
------------	----	-----	----	-------------	--

年	総 数(人)	指数	対前年 増減率 (%)	男	女 別(人)	指数	構成比 (%)
·昭和44年	24, 782, 107	100		男女	20, 572, 948 4, 209, 159	100 100	83.0 17.0
45	26, 449, 229	107	6.7	男女	21, 683, 599 4, 765, 630	105 113	82. 0 18. 0
46	28,000,367	113	5. 9	男女	22, 699, 349 5, 301, 018	110 126	81.1 18.9
47	29, 474, 643	119	5. 3	男女	23, 675, 142 5, 799, 501	115 138	80. 3 19. 7
48	30, 778, 778	124	4.4	男女	24, 477, 063 6, 301, 715	119 150	79. 5 20. 5
49	32, 143, 688	130	4.4	男女	25, 338, 592 6, 805, 096	123 162	78. 8 21. 2
50	33, 482, 514	135	4. 2	男女	26, 106, 101 7, 376, 413	127 175	77. 9 22. 1
51	35, 148, 742	142	5. 0	男女	26, 956, 923 8, 191, 819	131 195	76. 7 23. 3
52	37,022,922	149	5.3	男女	27, 769, 945 9, 252, 977	135 220	75. 0 25. 0
53	39, 174, 099	158	5.8	男女	28, 730, 091 10, 444, 008	140 248	73. 3 26. 7
54	41, 042, 876	166	4.8	男女	29, 548, 200 11, 494, 676	144 273	72. 0 28. 0

注 警察庁資料による。

運転免許保有者数の推移は表 2 - 1 のとおりであり、昭和 5 4年 1 2月末 現在の運転免許保有者数は、1 0年前の昭和 4 4年 1 2月末現在に比べて1.7 倍、対前年比で4.8%(1,868,777人)増加している。これを男女別に見ると、 男性の運転免許保有者数はこの1 0年間に1.4倍となり、対前年比では2.8% (818,109人)増加しているのに対し、女性はこの1 0年間で2.7倍、対前年 比で10.1%(1,050,668人)の増加となっており、女性の運転免許保有者数の増加傾向が著しいことを物語っている。

(2) 自動車保有台数の推移

表2-2は過去20年間における我が国の自動車保有台数の推移を示した ものである。昭和54年12月末現在の保有台数は約3,720万台となり、前年 に比べて約220万台(6.3%)増加した。我が国の自動車保有台数は、これまで 一貫して増加傾向を続けており、特に昭和30年代から昭和40年代前半に かけては、毎年ほぼ20%前後の増加率を示している。もっとも、急激な増 加を続けてきた我が国の自動車保有台数もここ数年伸び率が鈍化しつつある。

昭和54年における保有台数は10年前の昭和44年と比べると約2,100万台増加し、2.3倍の伸び率となっている。これに伴い、自動車1台当たりの人口も昭和44年の6.3人から昭和54年には3.1人となり、その普及傾向は著しいものがある。

表2-2 自動車保有台数の推移

(各年12月末現在)

年区分	台 数	対前年増加率	1台当たり人口
昭和34年	2,775,189台	1 9.0 %	3 3.4 人
3 5	3,453,116	2 4.4	27.1
3 6	4,282,542	24.0	2 2 0
3 7	5,198,697	2 1.4	18.3
38	5,7 2 2,0 3 7	1 0.1	1 6.8
39	6,775,971	1 8.4	1 4.3
4 0	7,897,499	1 6.6	1 2.4
4 1	9,339,191	1 8.3	1 0.6
4 2	11,275,859	20.7	8.9
4 3	13,594,859	2 0.6	7.5
4 4	16,167,272	1 8.9	6.3
4.5	18,586,503	1 5.0	5.6
4 6	20,859,583	1 2.2	5.0
4.7	23,372,382	1 2.0	4.6
48	25,944,492	1 1.0	4.2
49	27,710,808	6.8	4.0
50	28,934,020	4.4	3.9
51	30,903,111	6.8	3.6
5 2	3 2,8 5 3,1 0 6	6.3	3.5
5 3	35,000,224	6.5	3.3
54	37,188,264	6.3	3.1

注1. 運輸省資料による

- 2. 1台当たり人口は、各年10月1日現在の推計人口(ただし昭和35年,40年,45年及び50年は国勢調査人口) に基づくものである。
- 3. 昭和48年以前は沖縄県を含まない数である。

(3) 自動車の輸送活動の推移

図2-1は、過去10年間における自動車による輸送活動の推移を示し たものである。まず貨物輸送について見ると、経済の成長に伴い昭和47年度には1,536億トンキロに達し、その後石油危機の影響により減少傾向となったが、景気の回復に伴い再び増加に転じ、昭和53年度には1,561億トンキロとなり、過去10年間で最高の値を示した。他方、旅客輸送については、伸び率に変化はあるものの着実に増加傾向を示しており、昭和53年度の輸送人キロは4,031億人キロで10年前の昭和43年度に比べて2倍となっている。

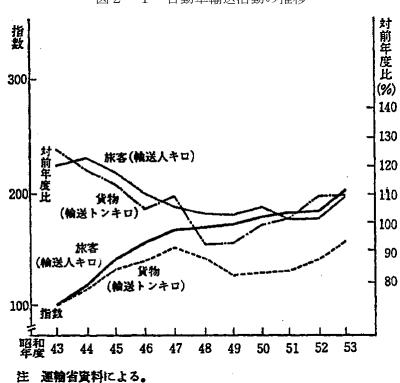
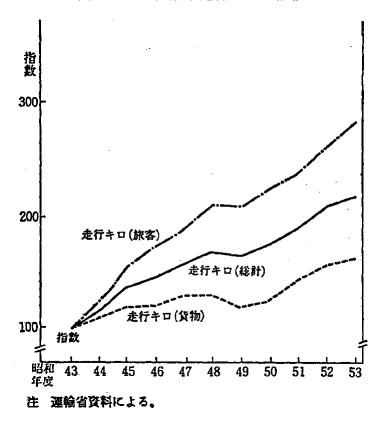


図2-1 自動車輸送活動の推移

このような自動車輸送の増大に伴い、図2-2に示すとおり、自動車走行キロも増加の一途をたどっており、昭和53年度の走行キロは3,613億キロと昭和43年度からの10年間に2.2倍の伸びを示している。

図2-2 自動車走行キロの推移



2. 交通事故の推移

我が国における交通事故死傷者数は、昭和45年に至るまで年とともに増加し、同年には死傷者数約100万人(うち死者数16,765人)を記録するまでになった。このため、交通安全の確保は焦眉の社会問題となり、国をあげて交通事故対策に取り組むべく、交通安全対策基本法が制定され、それに基づいて交通安全基本計画が作成、推進されるなど諸般にわたる交通安全対策が強力かつ総合的に推進された。その結果、図2-3に示すとおり、昭和46年以降交通事故による死傷者数は着実に減少傾向を示すに至り、昭和54年には死傷者数が約60万人、(うち死者数8,466人)にまで減少し、死者数だけについてみれば、昭和45年の約半数になった。このことは、この10年の間に運転免許人口が1.7倍、自動車保有台数が2.3倍、自動車輸送に係る走行キロが2.2倍にそれぞれ増加したことに照すと、非常に大きな意義を有するものと言わなければならない。

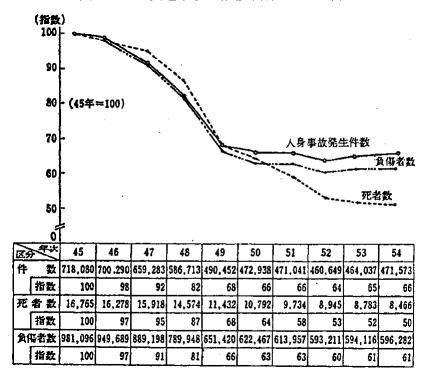


図 2-3 交通事故の推移(昭和45~54年)

注 警察庁資料による

しかしながら正確に見てみると、このような死傷者数の減少傾向は昭和50年から 鈍化してきており、交通人身事故発生件数及び交通事故負傷者数について言えば昭和 53年から微増の傾向を示しており、また交通事故死者数は昨年の昭和55年に至っ てこれも微増(対前年比294人、3.5%)に転じてしまった。

このことは、従来の交通安全対策の継続だけではもはや交通事故の減少化の達成に 不十分であることを如実に示すものであり、今後は、このような現象を重視した一層 きめ細かで効果的な交通安全対策を推進していかなければならない。

3. 最近の交通事故の特徴

交通事故は、前節で見たとおり、昭和46年から減少し、最近になって横ばいないし微増の傾向を示しているのであるが、その内容に少し具体的に立ち入って検討すると、最近の交通事故の特徴として次の諸点を認めることができる。

(1) 最高速度違反、酒酔い運転による死亡事故の多発

昭和52年から54年までの第1当事者の違反別死亡事故件数を見てみると、 最高速度違反及び酒酔い運転による死亡事故は年平均2,523件であり、全死亡事 故の中の30.5%を占めている。

表2-3 第一当事者の違反別死亡事故件数(昭和45、53年)

	年次	4	5	5	3
違	反種別	死亡件数	構成率	死亡件数	構成率
#	卷数	15.801件	100.0%	8,311件	1 0 0.0 %
	許	14,748	9 3.4	7,919	9 5.3
	わき見運転	1,8 4 3	1 1.7	1,500	1 8.1
	最高速度達反	1,381	8.7	1,874	2 2.6
	酒酔い運転	1,261	8.0	835	1 0.0
阜	追越し達反	1,101	7.0,	351	4.2
įщį	徐行,一時停止違反	749	4.7	289	3.5
华	右左折速反	446	2.8	218	2.6
 رو	踏切における安全確認 一 時 停 止 違 反	420	2.7	162	1.9
-	步行者保護違反	405	2.6	316	3.8
運	通行区分違反	316	2.0	173	2.1
łz.	後退等不適当	264	1.7	164	2.0
者	信号 逢 反	182	1.2	191	2.3
	運転操作不適当	118	0.7	3 2 8	3.9
	車間距離不保持	97	0.6	21	0.3
!	整備不良車両運転	31	0.2	11	0.i
	その他	6,134	3 8.8	1,486	1 7.9
	#	728	4.5	322	3.9
歩	路上への飛び出し	260	1.6	70	0.8
行	車の直前直後の横断	244	1.5	42	0.5
	めいてい。はいかい	48	0.3	25	0.3
者	幼児の一人歩き	36	0.2	2	0.0
	そ の 他	140	0.9	183	2.3
7	明	325	2.1	70	0.8

ちなみに、昭和45年と53年の違反別死亡事故件数を比較すると表2-3の とおりである。

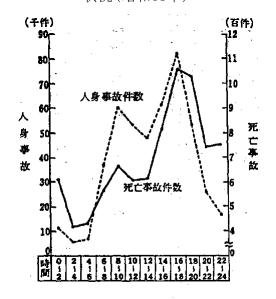
(2) 事故の多発時期・多発時間帯

昭和52年から54年までの3年間の交通死亡事故を平均してみると、1日当たりの死亡事故発生件数が平日の場合は21.7件であるのに対し、土曜日が25.9件、日曜日が24.7件とレジャー交通が多くなる土曜日及び日曜日に事故が多発している。

これは、気の緩み、地理不案内による不慣れな運転、無理なスケジュールによる長距離運転等の事情に起因することが多いと思われる。

また、時間帯別の交通事故発生状況は図2-4のとおりであり、人身事故、死 亡事故とも16時から18時の間に最も多く発生している。

図2-4 時間帯別交通事故発生 状況(昭和53年)



(3) 歩行者の横断事故の多発

昭和52年から54年の死亡事故を類型別に見てみると表2-4に示すとおりであり、歩行者の道路横断中の死亡事故が全体の22.1%を占めている。

表2-4 事故類型別の死亡事故発生件数

人対車両 車両相互 横断がの 面面	3 6 1 2 6 0 1,2 0 6 9 4 0 2,7 6 7 1,1 0 4 7 2 8 5 7 5 9 5 6	4.4% 3.1 1.4.6 1.3 3.4 1.3.3 8.8 6.9 1.5
車両側面衝突	7 2 8 5 7 5	8, 8 6, 9
	3, 3 6 3	4 0.6
車 車 西 路 外 逸 脱 駐車車両 衝突 そ の 他 小 計	1,0 5 0 6 2 0 1 3 0 1 1 8 1,9 1 8	1 2.7 7.5 1.6 1.4 2 3.2
路 切合 計	2 3 5 8, 2 8 3	2.8

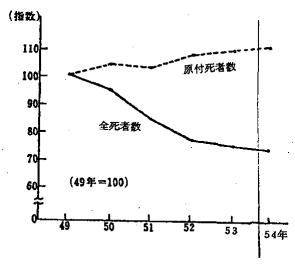
注 昭和52~54年の平均の数値である。

(4) 原動機付自転車事故の多発

昭和49年以降の原動機付自転車利用者の死者数の推移を見ると、図2-5に示すとおり、全死者数が減少傾向を示しているにもかかわらず、原動機付自転車利用者の死者数は横ばいないし増加傾向を示している。

なお、原動機付自転車利用者の死者数を男女別に検討すると、最近は女性の占める割合が大幅に増加しつつある。

図 2 - 5 原動機付自転車利用者の 死者数の推移(昭和49~54年)

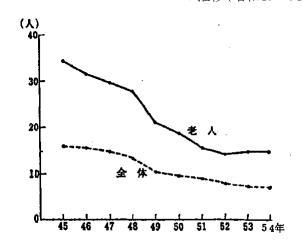


注 警察庁資料による

(5) 老人の交通事故の多発

60歳以上の老人につき、同年齢層10万人当たりの死者数を見ると、図2 -6に示すとおり昭和45年をピークに下降線をたどっているが、全体の10 万人当たりの死者数と比較すると、老人のそれは全体の約2倍の高率であるこ

図2-6 人口比でみた老人交通事故死者数 の推移(昭和45~54年)



注 1. 警察庁資料による。

2. 人口比とは,同一年齢層10万人当たりで数字を基準化することをいう。

とがわかる。なお、老人の死亡事故の態様としては、自転車利用中及び歩行中に 発生したものが多い。

(6) 都道府県間における事故率の格差

上に見てきたように、最近の交通事故の特徴として指摘される点は色々あるのであるが、これらの特徴点にも増して強く指摘されるべきは、各都道府県間において死亡事故の発生率につき著しい格差が存するという事実である。この事実は最近においてのみならず従前から指摘されてきたことであり、本研究はまさにこの事実ないし現象に着目して、その原因を解明をしようとするものである。次に節を改めて、都道府県間における事故率の格差の状況を見ることとする。

4. 事故率の地域格差

事故率というものを人口10万人当たりの交通事故死者数によって表わすこととし、それが各都道府県において過去10年間どのように推移してきたかを見ると表2-5のとおりである。これを見て明らかなように、過去10年間を通じて事故率が高い県と低い県とがある。

前者の例としては、福島・茨城・栃木・群馬・新潟・山梨・静岡・三重・滋賀・ 和歌山・鳥取・岡山・広島・徳島・香川・高知・佐賀などの県があげられ、また後 者の例としては、東京・神奈川・愛知・長崎などの都府県があげられる。

ところで、各年の人口10万人当たりの死者数の全国平均を100としたときの各都道府県の指数を見ると、表2-5のとおり、その数値は例年それほど大きく変動していないと言うことができる。このような地域格差はなぜ生じるのだろうか。仮にこの地域格差が、交通事故対策に結びつく何らかの要因に基づいて生じているのであるとすれば、その要因を明らかにしてそれに処する対策をたてることにより、事故率の高い都道府県における事故率の引下げを図ることができるであろうし、また、その施策を全国的に応用する道も開かれるであろう。

	90	**	136	116	138	66	104	101	129	83	173	140	133	8.8	111	99	121	991	112	133	118	126	32	114	11	134	175	114
計	万人当たりの	数格	\dashv			2				-	-	-	\dashv		\dashv	8			\dashv	9.7		9.2	9	6	_ -	9,8	-	8.3
\$	A 105,	死者数	9.9	8.5	101	7.2	7.6	7.7	9.4	2.4	12.6	1 0.2	9.7	6.5	8.1		8.8	121	8.2		8.6	4	9,6	- RO	5.6	9	128	_,
作	当たりの	指数	118	137	141	9.5	103	96	112	33	178	137	128	103	56	7	126	176	112	134	101	Ξ	147	116	82	=	189	103
5.3	人口切场人当代	死者数	9.0	104	10.7	7.2	7.8	7.3	8.5	2.5	13.5	10.4	9.7	7.8	7.2	5.6	9.6	13.4	8.5	10.2	7.7	8.4	11.2	8,8	6.2	10.7	14.4	8.7
华	当たりの	指数	112	118	114	100	96	105	122	37	179	140	129	9.2	109	68	132	163	132	138	9.0	9.1	106	122	88	153	167	114
5.2	Λ⊡05 Α≝	死者数	8.7	9.2	68	7.8	7.5	8.2	9.5	2.9	14.0	1 0.9	1 0.1	7.2	8.5	5.3	1 0.3	1 2.7	10.3	108	7.0	7.1	8.3	9.5	6.9	11.9	1 3.0	6.8
李	_	福	103	101	9.5	103	101	115	138	3.5	183	150	136	9.7	106	7.3	131	172	124	123	8.5	106	117	105	8.7	172	165	107
5.1	人口の万人当たりの	无否数	8.9	6.2	8.2	8.9	8.7	6'6	11.9	3.0	15.7	1 2.9	1.1.7	8.3	9.1	6.3	1 1.3	14.8	10.7	1 0.6	7.3	9.1	101	0.6	7.5	14.8	142	9.2
#	人当たりの	指数	9.8	111	129	107	9.2	125	130	34	194	164	131	100	111	99	142	177	128	133	88	132	140	119	8.1	143	150	105
5 0	\Z\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	死者数	9.1	1 0.7	12.4	10.3	8.8	12.0	12.5	3.3	1 9.6	15.7	12.6	9.6	1 0.7	6.3	13.6	1 7.0	1 2.3	1 2.8	84	12.7	1 3.4	11.4	7.8	13.7	14.4	10.1
俸	es	額	68	9.1	117	106	83	102	132	37	204	162	126	108	119	7.8	011	176	102	123	121	119	136	9.0	19	155	143	104
4 9	人口0万人当九	光光数	9.2	9.4	121	1 0,9	23	1 0.5	13.6	3.8	21.0	1 6.7	1 3.0	111	123	8.0	14.4	1.8.1	1.0.5	1.2.7	1 2.5	1 2.3	1 4.0	9.3	1.8	0.91	1.4.7	1.0.7
华		福	122	113	141	111	118	114	165	41	224	224	152	125	138	80	145	187	138	143	140	143	164	134	9	165	2.19	134
4 8	人口の5人当たりの	死者数	1 3.9	1 2.9	1.91	127	3.9.5	1 3.0	1.8.8	6.7	25.5	2 5.5	17.3	14.3	1.5.7	9.1	1 6.5	2 1.3	15.7	1 6.3	1 6.0	1 6.3	1 8.7	1 5,3	1.0.1	1.8.8	2 5.0	15.3
韩	の人当たりの /	指数	103	112	105	107	40	103	132	32	179	183	140	123	122	7.1	128	164	116	124	138	121	128	011	. 77	130	174	105
4.7	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	死者数	1 5.3	1 6.6	1.5.5	15.9	1 2.5	15.2	19.5	8.	26.5	27.1	2.0.2	182	180	10.5	1 8.9	2.4.2	171	1 8.3	2 0.4	1 7.9	1 9.0	16.3	1.14	1 9.3	2 5.8	1 5.6
7.0	_	有数	110	68	9.1	9.1	26	108	117	3.7	187	195	133	115	127	85	112	1 88	105	128	132	103	98	96	9.2	146	170	6.6
4 6	人口10万人当たかの	光粒数	17.1	13.8	1.4.1	15.0	14.2	1 6.7	18.2	8,8	29.0	302	20.6	17.9	19.7	13.2	17.4	2 9.1	1 6.3	1 9.8	204	1 5.9	23.4	14.9	13.1	22.6	26.3	1 5.4
5年	_	益	105	83	94	06	=	83	107	=	1 67	173	124	135	129	16	101	167	8 8	138	124	8.9	128	111	86	133	162	86
昭和45年	人口の万人当たりの	死名数	17.0	14.4	15.3	14.5	14.7	13.5	17.3	7.2	27.1	28.0	201	21.9	2 0.9	142	3	27.0	14.2	2 2.4	20.1	1 4.4	20.8	18.6	1 5.8	21.5	263	15.8
-	╧		照果	张 张	平	政	₩	死死	张	英	英	张	基	野田	無無	├─	联码	-	改命	张匡	* 73	平	些	茶品	╀		- 本 英	100 用
L			¥	*	榖	H	₹	Ē	2	×	K	恵	4	*	+	其	5	E	或	2	刺	22	共	葛		bj	規	英

	配数	配和45年	46	俸	4.1	存	4 8	舟	4 9	杂	5.0	#	5.1	#	5 2	#	5.3	#	4.	₩.
	ACIO5,	人口的万人的大事の	人口の万人当たりの	はたりの	ACIONSA	(ロログス当たりの)	人口の万人当たりの	***	Acit@5A	人口の万人当たりの	ADIOSA SIR DO	** 10	人口の万人当たりの	当たりの	Acitの人当たりの	はたりの	人口の万人当たりの	当たりの	人口10万人当たりの	当たりの
	光音数	指数	死者故	ない。	死者故	指数	死者数	古数	死於数	拉	死者数	范数	光光数	裁数	死者数	## #2	死者数	描数	光光数	描数
大阪府	111	63	6.9	5.7	6'8	09	7 8	1.4	6.3	19	5.2	5.4	8,8	56	4.3	25.	4.9	84	3.8	5.2
化甲烷	149	9.2	14.6	94	13.4	1.6	10.7	*6	9.2	89	8.6	0-6	8.7	101	1.7	66	9.7	100	7.2	6.5
奈良県	16.8	104	154	66	1 3.8	93	12.5	110	9.5	26	9.1	9.2	8.7	101	1 0.1	129	6.7	104	F6	129
和歌山泉	19.3	118	2 0.5	132	212	143	19.7	173	17.0	165	13.1	136	11.0	128	1 0.8	138	6.8	111	9.6	118
鼻板栗	20.5	127	23.6	152	21.1	143	1.6.1	168	1 2.5	121	1 5.3	159	15.4	179	1 0.3	132	9.1	120	8.7	119
免货票	14.0	98	14.9	96	15.8	107	12.6	111	12.9	125	1.7	8.0	7.3	85	9,7	124	7.8	103	8.2	112
# 17 M	20.0	123	1.8.3	118	207	136	1 9.0	191	15.0	146	1 3.9	145	9.7	113	6'8	121	9.2	121	8.4	115
氏母果	21.3	131	18.9	122	19.6	132	16.1	1+1	11.8	115	124	129	104	121	11.0	141	8.5	112	8.6	118
₩ 🗆 गा	20.9	129	20.6	133	202	136	18.0	158	F91	159	14.3	149	123	143	10.5	135	6.7	128	9.5	130
第四条	19.2	119	228	147	20.6	139	17.8	156	120	117	12.7	132	14.0	163	11.1	142	12.1	159	125	171
米川帯	25.6	158	227	146	194	131	19.0	167	1 8.0	175	15.5	161	13.0	151	122	156	148	195	126	173
党权来	17.0	105	15.1	2.6	171	116	16.4	144	132	128	E1 1	118	1 0.5	122	82	118	9.4	124	10.1	138
高知県	2 3.6	146	25.2	163	223	151	21.9	192	17.5	170	791	691	1 5.7	183	12.7	163	12.5	154	13.0	170
福開泉	1 4.8	8	1 5.4	66	14.0	9.5	121	106	88	9.5	8.9	93	6.9	80	6.0	11	6.0	7.9	5.8	7.9
佐賀県	211	130	21.7	140	21.2	143	188	165	10.9	106	148	154	1 2.6	147	11.1	142	123	162	11.6	159
我感染	żo f	63	8.8	25	6'6	29	9.8	86	7.6	14	6.7	0.2	0.9	0.2	9'9	8.5	6.4	84	6.7	26
熊本県	1 2.9	80	13.5	87	1 4.5	9.6	1 5.8	139	11.6	113	10.1	105	8.8	102	7.2	26	7.2	9.8	3	8
大分界	1.7.7	109	1.7.1	110	18.3	124	15.6	137	14.5	141	12.1	126	11.4	133	10.4	133	1 0.0	132	23	=
五四年	1.4.4	88	16.2	105	1 6.3	110	1 5.8	139	124	120	112	117	0.11	128	8.9	114	9.0	118	82	112
政党岛集	121	25	128	83	1 5.0	101	13.6	119	3.6	35	9.4	86	66	115	8.4	108	8.5	112	7.9	108
张理龙		,	-	7	1 0.8	7.3	124	109	11.9	116	103	107	9.4	109	7.2	2.6	6.6	87	0.9	82
全国平均	1 6.2	100	1 5.5	001	14.8	100	11.4	100	1 0,3	100	9'6	100	9'8	100	82	100	9.7	100	7.3	100
1	,									1										

春秋疗数料だよる。

本研究の主眼とするところは、まさに上記地域格差の要因分析である。

第3章 交通場面の危険性に関する指標と地域格差

3-1 交通場面の危険性に関する指標

(1) 問題の所在

交通の危険の高い県と低い県とを区別する基準としては、従来から「人口10万人当たりの死者数」が実務上用いられてきたところである。もちろん必要に応じて、死者数ではなく、負傷者も含めた死傷者数や交通人身事故発生件数が用いられてきたのではあるが、やはり死者数が中心的に使用されており、前章第4節においても、「人口10万人当たりの死者数」を基準として地域格差を見た。このことは、従来から交通事故対策の重点的な目標が死亡事故の抑止にあったことに照らすとむしろ当然とも言えるのであるが、最近になって、交通の危険を示す指標としては「人口10万人当たりの死者数」が唯一のものであろうかという問題意識が漸く生じてきている。例えば茨城県にあっては人口10万人当たりの死者数は12.6人(昭和54年)であるのに対し、東京都のそれは24人(同年)であるが、果してこのことにより東京都の方が茨城県よりも交通に関して安全であると直ちに判断することが妥当か、という問題である。

仮に交通の危険を表わす指標として、

道路延長1,000km当たりの死者数

というものを採用するものとすれば、この指標による各都道府県の危険度は表3-1のようになる。(昭和52年から54年までの3年間における平均値をもとにした。)これを見て明らかなように、東京都にあっては、「道路延長1,000キロメートル当たりの死者数」は13.9人、茨城県にあっては5.5人であり、したがって東京都の方が茨城県よりも交通の危険が高いと評価しなければならず、「人口10万人当たりの死者数」を指標とした先ほどの場合とは交通の危険度に関する判断が逆転することになる。そしてこのことは、ひいては、全国の都道府県の中から交通事故対策を重点的に推進すべき県を選定する際に、その選定の判断を大きく左右することとなるのであって、

表 3-1 道路延長1,000如当たりの死者数と人口10万人当たりの死者数

			 -				 -				
	都道	道路延長		人口			都道府県名	道路延長		Д П	
16	都道府県名	1,000 iau	たりの	10万人	きたりの	16	府県	1,000 <i>k</i> an ±		10万人	当たりの
\square	名	死者数	指 数	死者数	指数		名	死者数	指数	死者数	指数
1	北海道	6.7	77	9.2	103	25	滋賀県	1 4.6	168	1 3.4	151
2	青森県	8.8	101	9.4	106	26	京都府	1 3.4	154	8.3	93
3	岩手県	4.6	5 3	9.9	111	27	大阪府	2 3.0	264	4.3	48
4	宫城県	7.6	87	7.4	83	28	兵庫県	1 3.1	151	7.5	84
5	秋田県	4.7	54	7.6	85	29	奈良県	7.8	90	9.1	102
6	山形県	7.6	87	7.6	85	30	和歌山県	7.5	. 86	9.4	106
7	福島県	4.9	56	9,1	102	31	鳥取県	7.8	90	9.4	106
8	東京都	1 3.9	160	2.6	29	32	島根県	3.6	4 1	8.6	97
9	荻 城 県	5, 5	63	134	151	33	岡山県	5.4	62	9.2	103
10	栃木県	9.5	109	1 0,5	118	34	広島県	1 0.2	117	9.3	104
11	群馬県	4.9	56	9,8	110	35	山口県	1 0.9	125	9.9	111
12	埼玉県	0.8	92	7,2	81	36	徳島県	7.3	84	1 1.9	134
13	千葉県	9.9	114	7.9	89	37	香川県	1 4.8	170	1 3.2	148
14	神奈川県	1 5.2	175	5.2	5.8	38	愛媛県	8.8	101	9,6	108
15	新潟県	6.5	75	9,6	108	39	高知県	7.5	86	1 2,8	144
16	山梨県	1 0.0	115	1 2.7	143	40	福岡県	7.7	89	5.9	66
17	長野県	3.8	44	9.0	101	41	佐賀県	164	131	1 1.7	131
18	静岡県	9.3	107	10.2	115	42	長崎県	5.9	68	6,6	74
19	富山県	8.6	99	7,8	88	43	熊本県	5.5	63	6.9	78
20	石川県	8.0	92	8.2	92	44	大分県	7,9	91	9,5	107
21	福井県	9.2	106	9.7	109	4 5	宫崎県	6.1	70	8.7	98
22	岐阜県	6.3	72	8.9	100	46	鹿児島県	6.5	7 5	8.3	93
23	愛知県	8.9	102	6.2	70	47	沖縄県	1 4.3	164	6.6	74
24	三重県	7.7	89	1 0.8	121	2	平均	8.7	100	8.9	100

注 昭和52年から54年までの3年間における年平均の値である。

その意義は決しで小さくないということができよう。

表3-1には、参考までに「人口10万人当たりの死者数」も付記しておいたが、指標の違いによって交通の危険に関する評価が異なってくるという 事実を示す一例となるであろう。

次に、交通の危険に関する指標としてそもそもどのようなものが考えられるかという問題を検討することとする。

(2) 指標の検討(交通の危険の指標として考えられるもの)

ここでは、交通の危険に関する指標としてどのようなものが考えられるか という問題を検討するのであるが、この問題を検討するに当たっては、先ず、

入口10万人当たりの死者数

という指標を分析することが便宜である。この指標は、「人口10万人当たり」という部分と「死者数」という部分と2つの部分から成っている。したがって、我々としては、この2つの部分のそれぞれについてそれに替るべきものがあるかどうかという点を検討すればよいと思われる。つまり、交通の危険に関する指標としては、いずれにせよ

(a) 当たりの (b)

という形をとることを前提とし、これら(a)及び(b)について個別的に検討しようというわけである。本研究では、(a)の部分に係る問題を「指標の基準化に関する問題」と呼び、他方(b)の部分に係る問題を「指標の範囲に関する問題」と呼ぶこととする。

以下、説明の便宜として「指標の範囲に関する問題」を先に検討し、その 次に「指標の基準化に関する問題」を論じることとする。

指標の範囲に関する問題

この問題は、交通の危険に関する指標としては交通事故に係るどのような 事象をその視野の範囲に収めるべきか、という問題である。これに関して は、従来から主に交通事故による死者数が採用されてきたところであるが、 以下に、死者数及びそれに替るべきもののいくつかを取り上げ、それらの有 効性を個別に検討することにする。

① 交通事故による死者数

先にも述べたとおり、従来から交通事故による死者数が交通の危険を測る尺度の要として使用されてきたところであり、このことは常識に照らしても一応の合理性を有していると言えよう。しかしながら、指標の範囲としてこの死者数が唯一のものであると言えないこともまた明らかである。

② 死亡事故発生件数

死者数ではなく死亡事故発生件数を指標の範囲とすべきだとする考えがある。これは、同じく1件の死亡事故と言っても、数人が一時に死亡するような事故から死者が1人だけという事故まで色々あることに着目し、交通の危険という観点からはこれらを同等に扱うべきである、とする考え方である。

確かに、死者数が1人であるか複数人であるかは偶然の要素が強い面があることは否定できない。例えば、過失なく運転していた自動車Aに他車Bが無謀運転により衝突して死亡事故を惹起したという場合、自動車Aに同乗者がいたかどうかということは偶然的な要素でありながら、死者数いかんについては決定的な意義を有する。しかしながら、すべての死亡事故につき、死者数は偶然的な事情で決定されるとは言えないこともまた事実であって、同じ1件の死亡事故であっても死者数の多いものはそれだけ交通の危険性が高いと評価すべき場合も少なくない。

③ 死 傷 者 数

交通の危険を表わす指標の範囲として死亡者だけに限定する必然性は ないとして、交通の危険という観点からは、負傷者も死亡者と同等に扱う べきだとする考えである。

その根拠とするところは、第1に、負傷で済むか死亡に至るかは偶然

にすぎない場合が少なくないということである。もっともこの根拠に対しては次のような反論が提起されよう。すなわち、確かに負傷か死亡かということが偶然的要素で決定される場合もあるであろうが、必ずしも常にそうであるわけではなく、やはり死亡事故か単なる負傷事故かという差違は事故の重大性、換言すれば交通の危険性の違いを示しているとも言うことができ、そうである以上、やはり死亡者と負傷者とは区別すべきである、とする反論である。

負傷者も指標の範囲に取り込むべきとする考え方の第2の根拠は次のとおりである。仮に死亡事故と負傷事故とは交通の危険性につき程度の差違を免れないとしても、交通事故対策の必要性の観点からするときは、負傷事故に対しても死亡事故に劣らず事故対策を講ずべきであるから、交通の危険につき交通事故対策の必要性と結びつけて判断する限り、負傷事故も死亡事故に劣らず交通の危険性を有すると言うべきである。

④ 人身事故発生件数

交通人身事故の中にも、1件で数人が死傷するような場合から1人だけ負傷するような場合まで様々のタイプがあるが、交通の危険という観点からは、これらを同等に評価し、死傷者数よりもむしろ人身事故発生件数に着目すべきである、とする考えである。これについては、上記②で述べた議論がほぼそのまま当てはまるであろう。

⑤ 物損事故を含めた全事故発生件数

これは、人身事故に限らず物損事故をも交通の危険に関する指標の範囲に取り込むべきだとする考えである。これに対しては、やはり人身事故と単なる物損事故とは危険性に関して区別されるべきだとする反論が成り立つであろうし、より決定的なことには、物損事故発生件数に関する正確なデータの収集が困難であるという事情がある。

⑥ そ の 他

その他にも種々の考え方が成り立つのであり、例えば、死亡者と重傷者 (負傷者のうち全治1か月以上の者) との合計を採用する考え方、あるい

は道路交通の場にある者が交通に関してヒャッとした件数を採用すべき とする考え方等々である。どのような指標を採用するにしても、そこには 一長一短があると言うべきである。

指標の基準化に関する問題

指標の範囲として前節で述べた①~⑤のいずれを採用するにしても、各都 道府県における数値をそのまま比較して交通の危険を論ずることは妥当で なく、何らかの方法でこれらの数字を基準化することがどうしても必要であ る。

この問題に関しては、従来から「人口10万人当たり」で基準化がなされてきたのであるが、そのことの妥当性やそれに替るべきものの有効性について若干の検討を加えることとする。

① 人口10万人当たり

上にも述べたとおり、この「人口10万人当たり」という基準化の方法は、従来から広く用いられてきたところである。この基準化の意味するところは、住民が事故(上記Aで検討した指標の範囲として、「事故」という言葉をもってこれに代表させる。以下、このBにおいて同じ。)にあう度合を示す点にあり、常識に照らして考えてみても、この基準化がひとつの有効な方法であることは間違いない。しかしながら、基準化の方法としてこれが唯一絶対のものであるとは決して言えないのであり、以下、これに替わりうる基準化の方法を若干取り上げて検討することにする。

② 免許人口10万人当たり

「人口10万人当たり」が住民の事故にあう度合を表わすものとすれば、この「免許人口10万人当たり」はドライバーが事故を起こす度合を示そうとするものである。すなわち、免許人口10万人当たりの事故が全国平均より多い県について、当該県のドライバーは比較的に事故を起こしやすく、したがって交通の危険が比較的に高いと評価しようというわけであるが、この基準化については色々と欠点が指摘される。

まず第1に、この基準化は、職業ドライバーもいわゆるペーパードライバーも等しく1人のドライバーとして計上するわけであり、交通の実態を機能的にとらえていないという批判を免れないであろう。第2には、他県から流入してくる交通量に関しての地域格差を視野の外に置くという欠点を有する。

③ 自動車10万台当たり

これは、自動車が事故を起こす度合を表わそうとするものであり、自動車の保有台数の割には事故が多いあるいは少ないという事実を以て、当該都道府県の交通の危険の高低を評価しようというわけである。

この基準化に対しても、前記②の「免許人口10万人当たり」に関して 提起された批判がほぼそのまま当てはまる。すなわち、この基準化は、日 曜日のレジャーにしか利用されない自動車と毎日使用される営業用自動 車とを同視するという欠点を有するほか、他県から流入してくる交通を視 野の外に置くという欠点を免れない。

④ 平均交通量100台/12h当たり

平均交通量とは、自動車走行台キロを当該都道府県の道路延長で除したもので、当該都導府県の道路における平均の断面交通量を表わすものである。これによる基準化の方法は、同一の断面交通量の下における事故発生の度合を算出し、それによって各都道府県の交通の危険を判断しようとするものである。確かに、自動車が同じ量だけ走行したのに、それに起因する事故がA県におけるよりB県における方が多いという場合において、B県の方がA県よりも交通の危険性が高いと評価することは、常識に照らして考えてみても充分に根拠があると言うべきであろう。

しかしながら平均交通量で基準化するというこの方法は、その平均交通 量の数値そのものが、特定地点の断面交通量から推測されるにすぎないも ので精度を欠くという欠点を有する。

⑤ 道路延長1,000km当たり

「道路延長1,000km当たり」で基準化する方法も考えられる。これは

裏を返して言うと、事故が生じた地点間の平均的な間隔を求め、その長短によって交通の危険性を判断しようとするものであり、観念的には、沿道の住民が事故を目にする度合を示すものと言えよう。

しかしながら、事故というものは現実には特定の地点ないし地区に集中 して生じることが珍しくなく、この基準化の方法ではそのような現実の特 性を全く無視することになる。もっともこの種の欠点は、他の基準化の方 法についても多かれ少なかれ指摘できることではある。

3-2 交通場面の危険性に関する地域格差、

前節では、交通の危険に関する指標として考えられるものを色々と取り上げ、 それらの有効性につき若干の検討を加えたのであるが、本節では、これらの指標を実際に各都道府県に当てはめて交通の危険の度合を見ることとする。その際、指標の違いにより各都道府県における交通の危険の評価が色々と異なってくるという事実に注目したい。

なお、交通の危険に関する指標は、いずれも

(a) 当たりの (b)

という形をとるのであり前節では、(a)の部分に入るものとして

人口10万人、免許人口10万人、自動車10万台、

平均交通量100台/12h、道路延長1,000km

の5者を取り上げ、また(b)の部分に入るものとしては、

死者数、死亡事故発生件数、死傷者数、人身事故発生件数、

全事故発生件数

の5者を取り上げた。したがって、これらの組合せ(5×5)により、交通の 危険に関する指標として25種類のものが考えられるのであるが、これら25 種類の指標のすべてを各都道府県に当てはめることは必ずしも必要でないと 考える。指標の違いによって各都道府県の交通の危険に関する評価が異なって くるという事実を指摘することが本章の主題であるから、叙述はそれに必要な 限度にとどめておきたい。かのような見地から、上記(b)の部分に入るものと して、

死者数、人身事故発生件数

の2者のみを取り上げることにする。死亡事故発生件数及び死傷者数を取り上げないのは、これら2者がそれぞれ死者数、人身事故発生件数と極めて高い相関関係を有する〔死亡事故発生件数と死者数との相関係数は0.999を超え、死傷者数と人身事故発生件数との相関係数は0.998を超える。〔昭和52~54年の平均〕〕ので、(b)の部分に死者数、人身事故発生件数を入れた場合とほとんど重複する結果が出てくることが予想されるからである。また、全事故発生件数を取り上げないのは。そのデータを入手することができないからである。

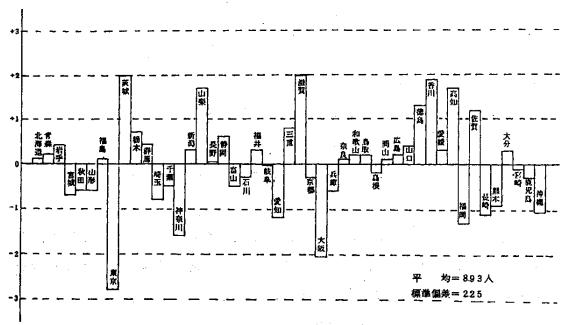
他方、(a)の部分に入るものとしては、上記5者のすべてを取り上げることに しょう。そうすると、以下では、 $5\times2=10$ 通りの指標によって各都道府県に おける交通の危険を見ていくこととなる。

(1) 人口10万人当たりの死者数

これは、住民が交通事故で死亡する度合によって各都道府県につき交通の危険の評価をしようとするものであり、これによる各都道府県の評価は図3-1のようになる(プラスの側が評価の悪い方で、マイナスの側が良い方である)。

交通行政の場にあっては、従来からこの「人口10万人当たりの死者数」という指標を中心的に用いてきたところであり、これによると、茨城・山梨・滋賀・香川・高知などの県が危険性の高い県と評価され、したがって全国的に見て交通事故対策を重点的に推進していかなければならない県であると判断されることになるのに対し、東京都及び大阪府さらに神奈川・愛知・福岡などの県は交通の危険性は低いと評価される。

図3-1 人口10万人当たりの死者数

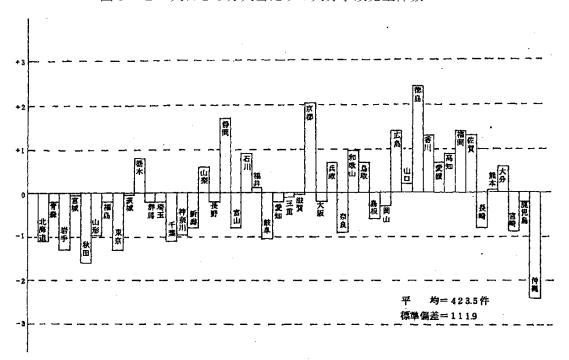


注 目盛りは、当該都道府県の値が全国の平均値(ここでは、各都道府県の値を直接 に平均した。)からどれだけ離れているかを表わすもので、平均値よりも標準偏 差の n 倍だけ大きい(小さい)数値につき + n (- n) と表記した。

(2) 人口10万人当たりの人身事故発生件数

また「人口10万人当たりの人身事故発生件数」を指標として用いた場合は、図3-2のとおりであり、徳島県及び京都府が特に悪く、続いて静岡・広島・香川・福岡・佐賀などの県も交通の危険が比較的に高いと評価されるのに対し、沖縄県や秋田県などは比較的に交通の危険度が低いと評価されることになる。福岡県の場合には、「人口10万人当たりの死者数」を指標にすると比較的に安全で、「人口10万人当たりの人身事故発生件数」を指標にすると比較的に危険であるということになり、全く反対の評価が下される。

図3-2 人口10万人当たりの人身事故発生件数



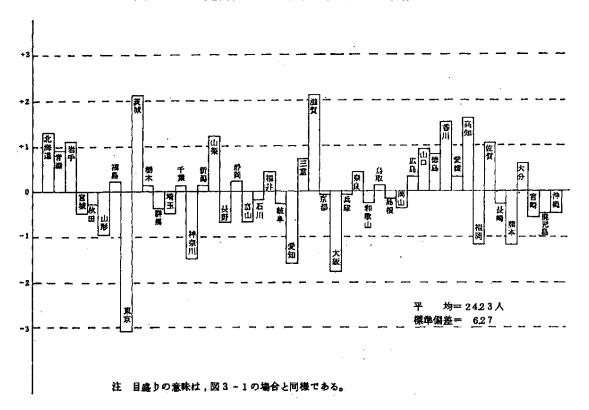
注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(3) 免許人口10万人当たりの死者数

これは、ドライバーが死亡し又は死亡させる度合をもって交通の危険に係る指標とするものである。

この指標によるとき、図3-3に示すとおり、東京・神奈川・愛知・大阪などの都府県の評価が良く、特に東京都のそれは極めて良い。(本研究では、以下、交通の危険性が比較的に低いことを「良い」あるいは「良性」という語で表わす。)これに対して、茨城・滋賀両県の悪性(交通の危険性が比較的に高いことを「悪い」あるいは「悪性」という語で表わす。以下同じ。)が目立つほか、北海道・山梨・香川・高知などの各道県も良くない。

図3-3 免許人口10万入当たりの死者数

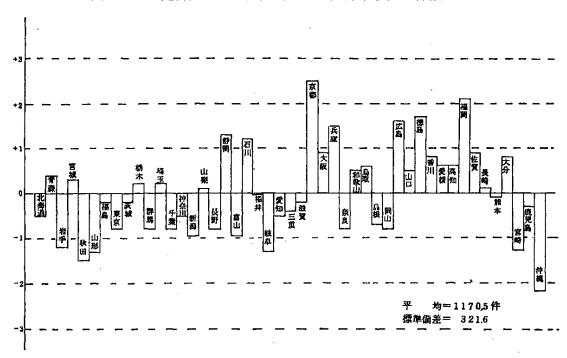


(4) 免許人口10万人当たりの人身事故発生件数

ドライバーが人身事故を起こす度合を指標とするもので、図3-4のとおり、京都府・福岡県の悪性が目立つ外、静岡・石川・兵庫・広島・徳島などの県が悪いと評価される。反対に、沖縄・岩手・秋田・山形・岐阜・宮崎などの県は良いと評される。

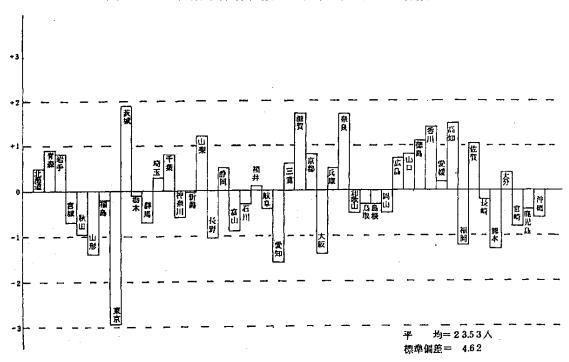
なお、「免許人口10万人当たりの死者数」を指標とした場合と比較すると、 福岡県の評価は悪性に転じ、岩手県は良性に転じている。

図3-4 免許入口10万人当たりの人身事故発生件数



注 目盛りの意味は、図3~1の場合と同様である。

図3-5 自動車保有台数10万台当たりの死者数

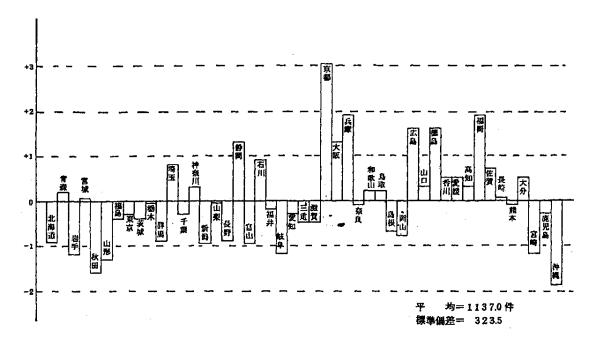


注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(5) 自動車台数10万台当たりの死者数

自動車が死亡事故を起こす度合を指標するもので、これによる都道府県の評価は図3-5のとおりである。東京・山形・愛知・大阪・福岡・熊本などの都府県が良性を示しているのに対して、茨城・山梨・滋賀・奈良・香川・高知などの県が悪性を示している。

図3-6 自動車保有台数10万台当たりの人身事故発生件数

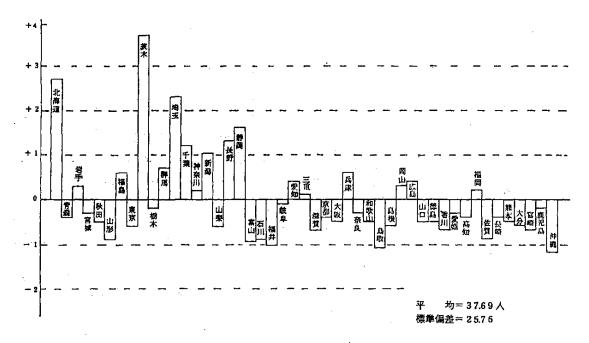


注 目盛りの意味は、図3~1の場合と同様である。

(6) 自動車台数10万台当たりの人身事故発生件数

自動車が人身事故を起こす度合を指標とするものであり、図3-6に表わされるとおり、京都府が極めて高い悪性を示しているほか、静岡・大阪・兵庫・広島・徳島・福岡といった府県が悪い。これに対して、岩手・秋田・山形・岐阜・宮崎・沖縄などの県が良性を示している。

図3-7 平均交通量100台/12h当たりの死者数

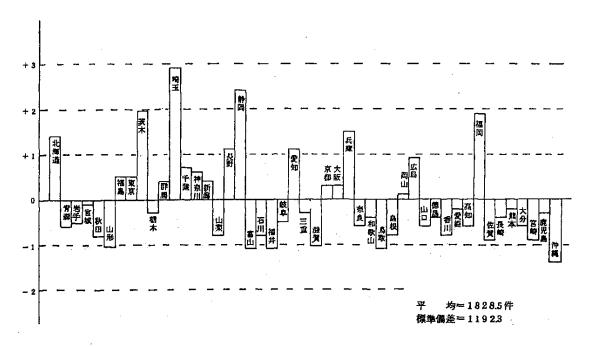


注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(7) 平均交通量100台/12h当たりの死者数

単位の平均交通量当たりの死者数を指標するもので、図3-7のとおり、茨城県・北海道をはじめ、埼玉・千葉・長野・静岡などの県で悪性が目立つのに対し、鳥取県や沖縄県などは良性を示している。

図3-8 平均交通量100台/12h当たりの人身事故発生件数



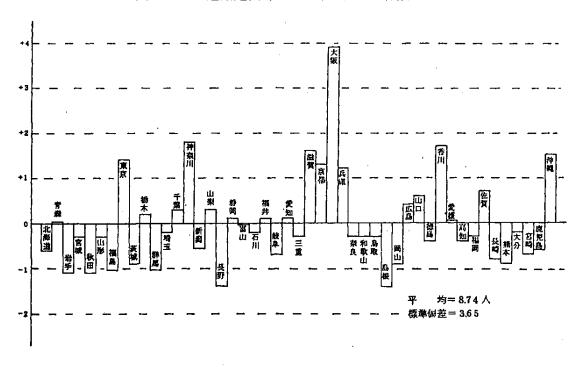
注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(8) 平均交通量100台/12h当たりの人身事故発生件数

単位の平均交通量で発生する人身事故数を指標とするもので、図3-8に示されるように、埼玉県をはじめ北海道・茨城・静岡・兵庫・福岡などの道県が悪性を呈している。これに対し、富山・福井・鳥取・沖縄などの県は良性を示している。

上記(7)の「平均交通量100台/12h当たりの死者数」の場合と比較する と、岩手県の評価が悪性から良性に転じている。これに対し東京・大阪の各都 府は良性から悪性に転じている。もっともその転化の度合はそれほど大きくな いと言うことができる。

図3-9 道路延長1,000km当たりの死者数



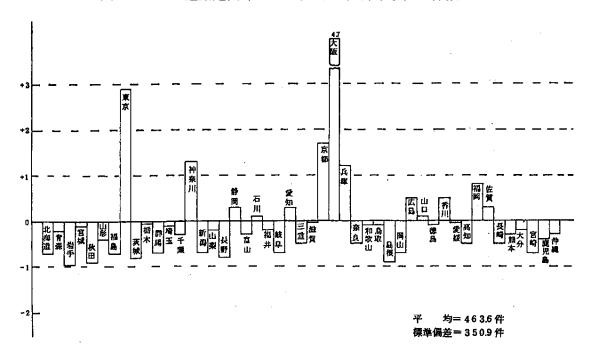
注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(9) 道路延長1,000km当たりの死者数

これは、前節で検討したように、沿道の住民が交通事故による死者を目にする度合を指標とするものと言える。

この指標によれば、図3-9に示すとおり、大阪府が著しい悪性を示すほか、 東京・神奈川・滋賀・京都・兵庫・香川・沖縄などの都府県が悪い。これに対 し、長野・島根などの県が良性を示している。

図3-10 道路延長1,000km当たりの人身事故発生件数



注 目盛りの意味は、図3-1の場合と同様である。

(10) 道路延長1,000km当たりの人身事故発生件数

この指標は、沿道住民が人身事故を目にする度合を表わすもので、図3-10のとおり、大阪府が極端に悪く、そのほか、東京・神奈川・京都・兵庫などの都府県の悪性が目立つ。これに対し、目立って良性を示している県は特に存しない。上記⑨の場合と比較すると、千葉・山梨・沖縄の各県の評価が良性に転じているのに対し、福岡県の場合は悪性に転じている。

3-3 考察

以上、10種類の指標を定立して、これらを個別的に適用することにより、各都道府県の交通の危険の程度を見てきたのであるが、これらの結果を一覧表にすると、表3-2のとおりである。これを見ると、指標の選び方によって都道府県の交通の危険に関する評価が色々と異なってくることがよくわかる。以下に、

表3-2 各種の指標による交通の危険の評価

京				,				,	,	,	_	,				,	,	,	 -	
1 化 湯 温	Æ	都进床班名		指標の範囲	基標 単の	10 万	人10 元D	単10 台万	交台通一	延 長1,000	1		道 府 県	指標の範囲	基線 単の	10 万	人10 ロガ	自 動 車10 台方 数台	平 均100 交·台 通 一 量12h	道 乾 延 長1,000
		31: A				<u> </u>				<u> </u>	25	724	17					××	0	××
2 7 条									L	P .	ļ	1_						0	٥٥	
3 単	2	*	森				L			<u> </u>	26	京	都	_			ļ.,	×		××
3 哲 子	Ш										┡-	<u> </u>		_				××××	×	××
4 古	3	岩	f								27	 *	版	_				00	- 0	××××
4 宮 城	}						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			<u> </u>	┝	┼						××	×	XXXX
下 下 下 下 下 下 下 下 下 下	4	Ħ	城							⊢ <u>∸</u>	28	兵	麻					××	×	××
5 秋 10	\vdash							-	-	00	 	╂				<u> </u>		××		
6 山 形 元 省 敬 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	5	鉄	93								29	奈	A	_					0	- 0
□ 1	-										┢							-		0
	6	ш	形			_					30	和日	吹山	_				×		
	\vdash										\vdash	1		_	-			- -	00	
B 東 京 元 者 数 ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○○ ○○○○○ ○○○○○○	7	枞	Ą			-0		0			31	. .	收				×	×	00	<u> </u>
8	 		_			000	0000	000	. 0	××	⊢	1					8		0	
9 変 域	8	莱	京			00	•	0	х		32	A.	根				- 0	0	0	0
# 大 音 数 × 0 × × 0 人身の並作数 0 0 0				死 者	数	××	×××	××	xxxx	0	-	-		_			۰.		×	0
# 本 人身事故件数 × × - O - 34 広 島 人身事故件数 × × × × × 12 現 玉 着 数 × O O O × O O O N	9	莱		人身事故	特数	*	0	0	х×	0	33	P	щ	人分	数件数	0	0	0		0
12 13 14 15 15 15 15 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18		-	_	死 者	数	×			0	х		"		死	者 数	× .	×	×	×	×
計		407	•	人身事故1	件数	×	×		٥	-	34	ļ"	7	人身4	的故件数	××	××	×х	×	×
12 地 玉 八身事故件数 O O O X X X X X X X	П	Tri.		死 者	数	×	0	0	×	00	35			死	者数	×	×	×	٥	×
12		#T		人身事故	件数	0	0	٥	×	٥	3	<u> </u>		人身与	拉件数	×	×	×	C)	_
13 千 葉	12	365	Ŧ			0	٥		XXX		36	RE.	ß			××	×	х×	o .	O
13 千 東							×				-	_						××	٥	-
14 神奈川 元 書 数 0 0 0 0 × × × × × × × × × × × × × × ×	13	Ŧ	#								37	番	n)					××	٥	××
14 神奈川 人身率放件数 0 0 ×	\vdash	·										ļ						×	- 0	×
15 新 週 飛 者 数 × - - × × 0 39 五 知 死 者 数 × × × × × × 16 山 梨 飛 者 数 × × × × × × 0 × × 0 16 山 梨 飛 者 数 × × × × × × 0 × × 0 17 長 野 八身率放件数 × × × × × × 0 × × 0 17 長 野 八身率放件数 × × × × × × 0 × × 0 18	14	神奈	Ш								38	爱	10					<u>×</u> _	- 0	
15 新 編 八身事放件数 O O O X O O O X O O												 						×	-0	-
16 山 梨 飛 者 数 ×× ×× ×× ×× ×× ×× ××	15	ST:	鵡								39	邛	\$a.					××	-	0
16 山 果	┝━┼	-									-	 						· ·	×	0
17 長 野 死 者 敬	16	ιŢ	뷫								40	福	两					××	××	×
17 長 野 八身率放件数 O O O X X O O O O O	 										-							- ^ ^ 		×
15 p	17	長	對			•					41	佐	女					- ×	- č	×
19 19 19 19 19 19 19 19									××									0	0	0
19 富山	18	n	用		‡数				xxx	×	42	段	41						0	۵
大身事放件数 0 0 0 0 0 0 0 人身事放件数 - - 20 石 川 八身事放件数 × × × × 0 - 44 大 分 元 者 数 × × × 21 福 井 元 者 数 × × × - 0 0 0 0 0 22 数 章 元 者 数 - 0 0 0 0 0 0 0 0 0		_	-1:			٥	_ 0	0	٥	-	49	-				0	00	0.0	0	0
20 石川 人身奉放件数 ×	19	=	ш	人身事故?	‡数	0	0	0	00	0	43	R4	*	人身引	故件数				٥	٥
大身事故件数 X X X O O O O O O O	20		Itt	死 者	24	٥	0		0		44	+	آ۾	死	者数	×	X:	×	٥	0
21 相 井 人身事放件数 0 00 0 45 智 翰 人身事放件数 0 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			711	人身事故?		×	××	×	۰				. "	人身事	故件数	×	×	×	٥	o
大身事放行数 0 00 0 大身事放行数 0 00 0 大身事放行数 0 0 0 0 大身事放行数 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	21	加	±±		\rightarrow	x	x				45	#	, as 1					0	٥	0
22 較 車 人名李放件数 00 00 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		-									_	Ľ.,						00	•	0
人名事故存数 0 0 0 0 人名事故存数 0 0 0 0 0 0 0 0 0	22	舷	*		$\overline{}$						46	鹿男	ايمع					<u> </u>	- 0	0
23 章 47 神 神 一 一 一 一 一 一 一 一	$\vdash \downarrow$												}					0	•	0
	23	爱	知								47	神	-						00	××
 	\vdash					0	0	0	××	_ <u>×</u>		L		人身口	放件数	000	000	00	00	0
24 = =	24	Ξ	#			<u>~</u>						•								
	لما			八月中城市	TEX															

記号の意味と

全国の平均値(ここでは,各都道府県の値を直接平均した。)をm,標準偏差を としたとき, 当数都道府県の値又がmよりもどれだけ少ないかあるいは多いかにより,下図に従って記りを 付した。 この表3-2を見て特徴的と思われる点を取り上げてみよう。

第1に、指標の基準化として「人口10万人当たり」、「免許人口10万人当たり」、「自動車10万台当たり」を採用した場合、よく似た評価が導かれるという点が指摘される。このことは、人口・免許人口・自動車保有台数の3者が互いに高い相関関係を有することに照せばむしろ当たり前と言える。

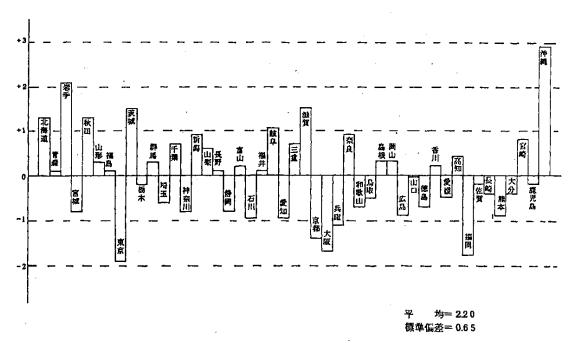
第2に、平均交通量で指標を基準化した場合の評価が、他の基準化に基づく評価の足並を乱す例が少なくない、という点を指摘することができる。他の基準化に基づく評価が概ね良性を示しているのに「平均交通量当たり」の場合だけ悪性を示す例として北海道・長野県・岡山県があり、その反対の例として栃木・山口・香川・愛媛・佐賀の各県がある。このように、他の基準化に基づく評価とかなり異なる評価が導かれるということは、交通の危険に関する複眼的評価の必要性という観点からすると、極めて貴重であると言えよう。

第3に指摘できることは、「道路延長1,000km当たり」の基準化の場合にだけ特異な評価が導かれる例があるということであり、東京都と大阪府を例にとると、この基準化の場合、他の基準化の場合に比しその評価が大きく悪性に転じている。第4に、指標の範囲として「死者数」を用いた場合と「人身事故発生件数」を用いた場合とを比較してみると、後者の場合の評価が前者の場合の評価よりもかなり悪くなる例があり、東京・静岡・愛知・京都・大阪・兵庫・福岡などの都府県がそうである。また、その反対の例として北海道・岩手・茨城・山梨・岐阜・滋賀・沖縄などの道県がある。このことは、都市化の進んでいる地域ほど、人身事故発生件数の割には死者数が少ない。すなわち致死率が低いという事実を如実に物語っているものである。ちなみに各都道府県の致死率を図示すれば図3ー

第5に、いずれの指標を用いてもおしなべて良性あるいは悪性を示す県がある ということを指摘することができる。おしなべて良性を示す県として、秋田・山 形・富山・島根・宮崎・鹿児島の各県をあげることができ、おしなべて悪性を

11のとおりである。

図3-11 各都道府県の致死率



注 1. ここでは,「人身事故100件当たりの死者数」を致死率とする。 2. 目盛りの意味は,図3 1の場合と同様である。

示す県としては、静岡県及び広島県をあげることができる。

第4章 事故率の地域格差の要因分析

1. はじめに

各都道府県における交通の危険性、換言すれば交通事故の発生率について、これを当該都道府県の地域特性と関連づけて考察することが本研究の眼目である。本研究では、各都道府県における交通事故の発生状況を示すデータとして、昭和52、53年、54年の各年における。

- ○交通事故死者数
- ○交通人身事故発生件数

を利用するとともに、他方で、各都道府県の地域特性を表わすデータとして、 (ア)交通環境条件に関するもの

- ○人口・免許保有者数・老齢人口などの人口に関するデータ
- ○道路延長・道路面積などの道路に関するデータ
- ○警察官定数・交通取締件数など警察力ないし警察活動に関するデータ
- ○信号機数・標識数などの交通安全施設に関するデータ
- ○自動車保有台数・自動車走行台キロなどの自動車関係のデータ
- ○その他、医師数や平均気温等
- (イ)住民意識に関するもの

を選定し、これらを活用することとした。

研究の具体的な柱としては、次の3者を掲げることとした。第1の柱は、上記交通環境条件に係る諸データについて因子分析を行い、それによって抽出される主要な因子に基づいて都道府県をいくつかのグループに分類し、各グループの間で事故率の比較を行うことである。これによって、どのような交通環境の因子が各都道府県の事故率につきどれほど関与しているかある程度明らかにすることができる。

第2の柱は、上記住民意識に関する諸データについて同じく因子分析を行い、 都道府県を分類することであり、これにより、どのような住民意識の因子が事故 率をどれだけ規定しているかある程度明らかになる。

第3の柱は、人口10万人当たりで基準化した交通事故死者数及び人身事故発生件数を被説明変数とし、他方、上記交通環境条件及び住民意識に係る諸データを説明変数として重回帰分析を行い、どういった要因がどれほど交通の危険に関. 与しているか検討することである。これは、本研究の総まとめとしての意味を有する。

以下、これら3者につき、順を追って研究の結果を説明することにする。

2. 交通環境条件の因子分析

(1) 因子分析とは

因子分析という統計学上の手法の概要を知ってもらうために、ここでこの方 法が何を意図するのかという点について簡単に述べることにする。

具体例で説明すれば、「会議には必ず5分前に来る」とか「他人の意見に対しては批判しないと気がすまない」といった特定場面における人間の行動様式をより詳細に分析すると、個人個人の反応は全くランダムに起こるのではなく、何らかの規則性が見られるのが普通である。例えば攻撃的な行動は情緒不安定という因子(要因)に強く支配されるというように、人間の様々な行動傾向の背後には、その行動をひき起こす原因となる因子が潜んでいるものと考えられる。このような潜在的な因子を探る統計的手法が因子分析であるということができる。

因子分析とは、様々な事象間の相互関連の強さを分析し、それらの事象の背後に潜む共通の因子を探ることを意図するものである。

(2) 因子分析の対象とした諸変数

いかなる変数を取り上げてこれに因子分析を施すかは1つの問題であるが、 本研究では、最終的に次の19の変数を取り上げることにした。

免許人口/人口、65才以上の人口/人口

道路面積/総面積、道路延長/総面積

幅55m以上の道路延長/総面積

舗装道路延長/道路延長 歩道延長/道路延長、踏切数/道路延長 警察官定数/道路延長 取締件数/走行台キロ 信号機数/幅5.5m以上の道路延長 標識数/道路延長 立体横断施設数/幅5.5m以上の道路延長 道路照明基数/幅5.5m以上の道路延長 自動車台数/人口、原付台数/人口 自転車台数/人口、走行台キロ/人口 医師数/総面積

(3) バリマックス法による分析の結果

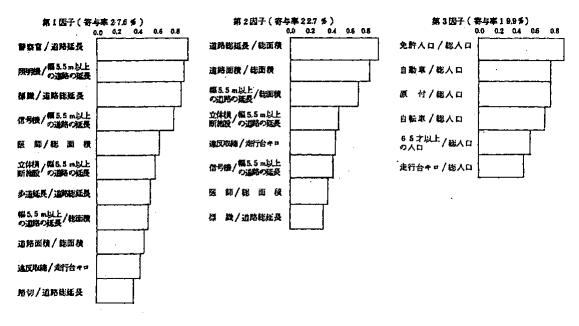
一口に因子分析と言ってもその具体的な方法は数種類あるのであるが、本研究では、抽出される因子が少なくとも3つ以上と予想されること、および解釈しやすい因子を抽出することという2つの理由で、バリマックス法と呼ばれる方法を適用することとし、電子計算機のプログラムによって3つの因子が抽出された。寄与率(注1)は、第1因子が27.6%、第2因子が22.7%、第3因子が19.9%である。

そして、それぞれの因子について前記 19の変数の因子負荷量(注 2)を表記したものが表 4-1であり、因子負荷量がプラス 0.3以上の変数をその値が大きい順序に並べて整埋すると図 4-1のようになる。この図をもとにして、それぞれの因子が何を表わしているか考察したところ、先ず、第 1 因子は「交通安全施設の発達度」を表わしていると解された。道路照明機や標識・信号機が安全施設であることは言うまでもないし、警察官や医師もそれぞれ交通の取締りや負傷者の加療に関わるものであり、これらも広い意床での「安全施設」に含ませることはあながち無理ではないであろう。

表4-1 交通環境条件の因子分析における因子負荷量

	第1因子	第2因子	第3因子
免 許 人 口/人 口	-0.1 4 9 0 5	-0.19331	0.90366
65才以上人口/人 口	-0.04779	-0.68194	0.49876
道路面積/総面積	0.4 3 3 8 7	0.83590	- 0.2 0 3 7 7
道路延長/総面積	0.23525	0.92126	- 0.0 4 0 7 3
巾 5.5 m以上の道路延長/総面積	0.50910	0.70791	-0.30681
舗装延長/道路延長	0.53618	- 0.0 3 9 6 9	- 0.1 8 4 1 7
歩 道 延 長/道 路 延 長	0.56294	0.19487	-0.54490
踏 切 数/道路延長	0.31061	0.15181	- 0.0 0 8 8 3
警察官定数/道 路 延 長	0.89458	0.28166	-0.3 2 2 2 0
取 締 件 数/走行台キロ	0.38993	0.47936	-0.33166
信号機数 / 巾 5.5 m 以上の道路延長	0.77243	044792	~0.09420
標 識 数/道 路 延 長	0.8 5 5 6 7	0.34172	-0.26479
立体横断施設/巾 5.5 m以上の道路延	長 0.59973	0.48718	0.01381
道路照明基数 / 巾 5.5 m以上の道路延	長 0.86259	0.19228	- 0.0 6 4 3 6
自動車台数/人 口	- 0.2 3 4 9 9	- 0.4 1 2 9 1	0.76305
原付台数/人 口	-0.16654	- 0.2 3 3 6 0	0.75952
自転車台数/人 口	-0.09051	0.1 1 5 4 1	0.69665
自転車台数/人 口 走行台キロ/人 口	•	0.1 1 5 4 1 - 0.6 2 7 2 5	0.6 9 6 6 5 0.4 7 1 1 4

図4-1 交通壌境条件の因子分析における因子負荷量



次に第2因子について言えば、これは一応「道路網の発達度」を表わしていると解される。もっとも因子負荷量が第4位以下の変数は主に安全施設関係のものであり、この点の説明に難点が残ることは否めない。しかしながら因子の寄与率は因子負荷量を平方することを通して求められるのであり、計算によると、第2因子を決定した要素は

道路延長/総面積、道路面積/総面積

幅5.5m以上の道路延長/総面積

の3つの変数だけで47.6%を占める。したがって、第2因子が「道路網の発達度」を表わしていると解することは、図4-1の見かけほどは不都合でないと言うことができよう。

第3因子について言えば、これは「人の道路交通に関与する度合」を表わしていると解される。すなわち、当該都道府県の住民が運転免許を有し、あるい

は自動車・原付・自転車を保有する度合を表わしている。また65歳以上の老人は、一般に道路交通上危険性が高く、その意味で交通に関与する度合が高い と言えるのであり、したがって

65歳以上の人口/総人口

も当該都道府県民の道路交通に関与する度合を示す1つの変数であると言う ことができる。

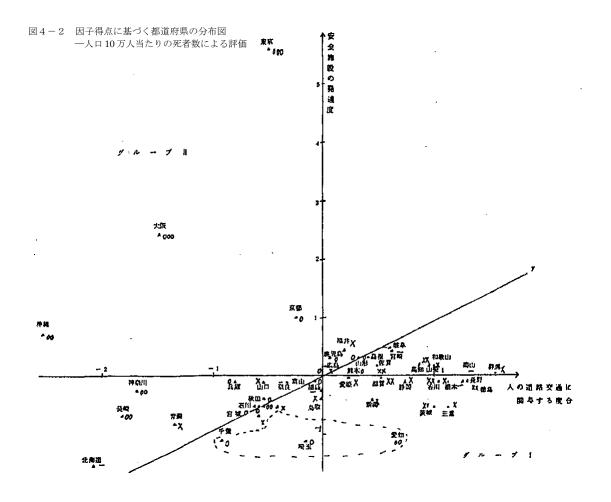
- (注1) 寄与率とは、ある因子について、すべての変数の因子負荷量(注2) の平方和をすべての変数のもつ分散の総和で除したものであり、この値 の大さい因子ほど変数全体のバラツキを説明するのに重要となる。
- (注2) 因子負荷量とは、各変数の反応得点と仮想される因子得点との相関係 数に相当し、各変数と因子との関連の強さを表わすものである。

(4) 因子得点に基づく都道府県の分類

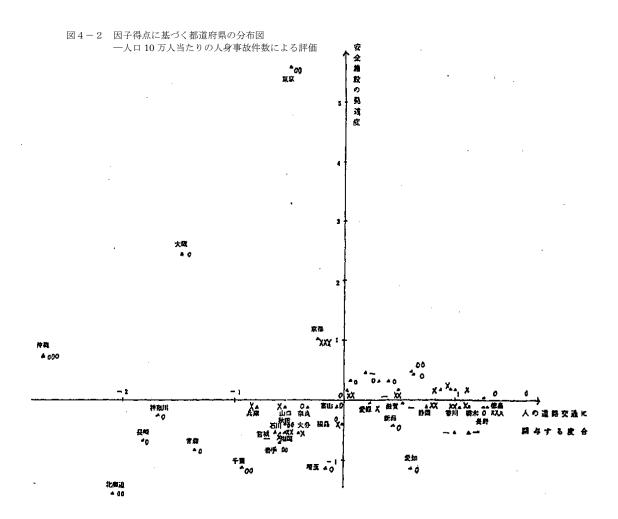
第1、第2、第3因子のそれぞれにつき、各都道府県の因子得点(注3)を算出したものが表 4-2である。本研究では、この因子得点に基づいて都道府県をいくつかのグループに分類し、それらの間で事故の比較を行うことにした。

表4-2 交通環境条件の因子分析における各都道府県の因子得点

	第1因子	第 2因子	第3因子	第1因	子 第2因子	第3因子
北海道	-1.5456	- 0.8 3 5 3	-2.0643	滋賀 ~0.02	77 ~ 0.5813	0.5 1 5 9
青森	- 0.8 1 3 5	- 0.5 7 0 1	-1.3493	京都 0.98	55 - 0.4193	- 0.2 2 7 0
岩 手	-0.6448	- 0.3 6 2 4	- 0.5 9 5 8	大阪 2.48	35 1.4604	- 1.4 6 7 9
宮 城	-0.5 7 1 1	-0.0161	-0.6298	兵庫~0.16	35 0.2697	- 0.8 1 8 0
秋 田	-0.4114	- 0.6 6 7 8	-0.5508	奈良~0.12	39 0.1210	- 0.3 3 7 0
山 形	0.3 2 0 8	-1.2351	0.3227	和歌山 0.12	70 -0.3293	1.0 1 3 6
福島	-0.2810	-0.2283	0.0031	鳥 取 -041	8.7 -1.1369	-0.0072
東京	5.5762	0.9629	- 0.4 9 2 0	島 根 0.30	69 -0.9997	0.3923
茨 城	-0.5032	1.8339	1.0015	岡山 0.07	50. 0.2152	1.2304
栃木	- 0.1 8 5 8	-0.0488	1.1189	広島 0.16	87 -0.3789	0.0073
群馬	0.0631	0.5 2 1 8	1.5486	山口-018	42 -0.9813	- 0.5 2 3 6
埼 玉	-1.0749	3.0 4 5 3	- 0.1 5 4 9	徳 島 -0.07	66 -0.1778	1.3053
千 葉	-1.1498	1.7649	-0.9277	香川 -0.19	17 0.1107	1.0 4 0 9
神奈川	-0.3017	2.0990	- 1.6 9 0 0	愛 媛 - 0.03	16 -0.2967	0.2 1 1 1
新潟	-0.3552	- 0.0 1 0 7	0.4401	高知 0.22	13 -0.7950	0.8668
山 梨	0.1 3 5 4	-04218	0.9670	福 岡 ~0.48	19 0.9144	- 0.5 6 9 6
長 野	-0.1360	- 0.0 2 2 6	1.2614	佐賀 0.16	16 -0.4879	0.4 9 1 9
静岡	-0.1 3 7 9	0.8651	0.7578	長崎-0.64	21 0.1815	- 1.8 2 7 2
富山	-0.1124	- 0.7 2 3 9	- 0.0 5 7 2	熊本 0.06	90 -0.2784	0.2825
石川	-0.4783	-0.5430	-0.5554	大 分 - 0.56	37 - 0.5 5 2 3	- 0.4 2 0 3
福井	0.4993	-1.1697	C.1972	宮崎 0.44	18 - 0.8 4 5 8	0.5960
岐 阜	0.5 0 8 1	0.5 0 3 5	0.6174	鹿児島 0.24	99 - 0.5474	0.0712
愛 知	-1.0692	2.4 6 5 5	0.6 1 9 9	沖縄 0.77	03 -1.1286	- 2.7 2 3 6
三重	-0.4851	0.4636	1.1088			



3つの因子のうちでも比較的に意味が明確でない第2因子はこれを参考資料として利用するにとどめ、主に第1因子及び第3因子を活用することとした。図4-2は、第1及び第3の両因子に係る因子得点に基づいて各都道府県を分布させ、同時に、各都道府県の「人口10万人当たりの死者数」に関する評価を記入したものである。なお評価の記号の意味は、第3章の表3-2(34頁)におけると同様である。この図を見てわかるように、直線Yの下部(右部)に位置する各県の評価は概ね悪いのに対し、同直線Yの上部(左部)に属する都道府県は良い評価のものが比較的に多い。前者をグループ I、後者をグループ I と呼ぶことにする。なお、愛知・埼玉・千葉・福岡などの県は、図上の位置からすると特異な評価を示しているが、これらの県はグループ I とは独立のグループを形成していると考えるべきであり、実際第2因子に係る因子得点を見ると、これらの県はグループ I 間の各県とは大きくかけ離れた数値を示している。



上記グループ I 及び II についてそれぞれの「人口 1 0 万人当たりの死者数」の平均値を算出すると、グループ I が 10.2人、グループ II が 7.6人と前者の方がかなり高い。

なお、同一の分布図において、「人口10万人当たりの死者数」ではなく「人口10万人当たりの人身事故発生件数」による評価を記入すると図4-3のようになるが、これについては明確なグループ分けは困難である。

(注3) 因子得点とは、因子分析に用いた各変数を標準得点にいったん変換し、 それに各変数の因子負荷量をかけあわせることによって推定されるも のであり、被験者が因子の表わす傾向をどの程度強く有するかを示すも のである。

(5) 交通事故対策に関する助言

図4-2に基づいて判断する限り、「人口10万人当たりの死者数」の多寡は「人の道路交通に関与する度合」と「安全施設の発達度」の両者にかなり規定されていると言うことができる。すなわち、「人の道路交通に関与する度合」が高くなるにつれて、また「安全施設の発達度」が低くなるにつれて「人口10万人当たりの死者数」は多くなるという傾向が見られる。

ところで「人の道路交通に関与する度合」とは、前記(3)で見たように、

免許人口/人口、自動車台数/人口

原付台数/人口、自転車台数/人口

などに強く規定されているものである。したがって、これはバスや電車などの 公共輸送機関の発達程度の反面をなすと同時に、またある意味では当該都道府 県民の所得の高さに比例するとも言えよう。いずれにせよ、この「人の道路交 通に関与する度合」については、直接的かつ短期的な対策はたて難いと言うべ きである。

他方、「安全施設の発達度」について言えば、これはまさに交通事故対策になじむ性質のものであり、グループ I に属するある県について、その特定の「人の道路交通に関与する度合」の下、道路照明機や信号機などの交通安全施設をどれほど発達させればグループ I からグループ I に移行できるのか、図4-2に基づいてある程度判断することができる。

例えば、グループIに属する山口県の場合、その位置は直線Yに比較的に近いので、安全施設をもう少し発達させれば「人口10万人当たりの死者数」が全国平均よりも少なくなると期待することができる。これに対して茨城県の場合は、安全施設の設置に今後かなり力を入れなければ従来の悪い評価を変えることは困難であると予想される。また、山口県のようにグループⅡに属しながらその評価が悪性を示している県にあっては、交通事故対策の重点は安全施設の発達ではなく何かそれ以外のものに求められるべきだということになろう。

3. 住民意識の因子分析

(1) はじめに

本節では、各都道府県の住民意識に因子分析を行い、都道府県をその因子得 点に基づいていくつかのグループに分類し、それらのグループの間で事故率を 比較することにより住民意識と事故率との関連を見ることとする。

分析の対象を住民意識とするだけで、分析の統計学上の方法自体は前節の「交通環境条件の因子分析」と全く同一である。問題は、分析の対象とすべき住民意識につきいかにしてそのデータを収集するかということであるが、幸いにして、最近(昭和53年)NHKがかなり大規模な「全国県民意識調査」を実施してその結果を公表している。本研究は、このNHKによる調査の結果を因子分析の対象とすることにした。

NHKが行った上記「全国県民意識調査」の概要を紹介すれば、広い意味での地域政策を考える上で何らかの有効な資料を提供したいとする動機に基づき、調査内容としては、郷土意識・生活意識・道徳観・宗教感情・政治意識など人々の意識のかなり広い範囲をカバーする約100個の質問を用意し、各都道府県ごとに900人ずつの調査相手を選んだというものである。

(2) 因子分析の対象とした調査項目

先にも見たとおり、NHKのアンケート調査の目的とするところは、広く地域政策に資するデータを提供することであり、必らずしも道路交通政策を念頭に置いて実施されたものではない。そこで、約100個荷のぼる質問項目の中から道路交通に何らかの意味で関係があると思われる項目だけを取り上げ、それらに対して因子分析を行うことにした。取り上げた質問項目は次の22項目である。

- ① 流行おくれのものを着たとしても気にならないほうですか。
- ② 今の世の中はすべて金次第だ。
- ③ おだやかで変化のない生活がしたいと思いますか。
- ④ 多少自分の考えに合わない点があってもみんなの意見に合わせたいと

思いますか。

- ⑤ 昔からあるしきたりは尊重すべきだと思いますか。
- ⑥ 本来自分が主張すべきことがあっても、自分の立場が不利になる時はだまっていることが多いですか。
- ⑦ 年上の人の言うことには自分をおさえても従うほうがよいと思いますか。
- ⑧ お互いのことに深入りしないつき合いよりも、何でも相談したり助けあえるつき合いの方が望ましいと思いますか。
- ⑨ 近所の人たちとのつきあいには、わずらわしいことが多いと思いますか。
- ⑤ 今の世の中では、実力のないものがおいてゆかれるのはやむをえないことだと思いますか。
- ① 人間にはすぐれた人と、そうでない人とがいるものだと思いますか。
- ② 受験競争は子どもの能力をのばすために必要だ。
- ⑤ 今の世の中は競争が激しく、いつも追いかけられている気持がする。
- ④ いろいろなことはあっても、今の日本はまあ良い社会だ。
- ⑤ 地元の面倒をよく見る政治家をもりたてていきたいと思いますか。
- ⑥ 公共の利益のためには、個人の権利が多少制限されてもやむをえない。
- (17) 国や役所のやることには従っておいたほうがよい。
- ® あなたは、今の生活に満足していらっしゃいますか。
- ⑤ あなたは、最近、精神的に充実した生き方をしているとお感じですか。
- ② 世間一般にくらべて、お宅の暮らしむきはゆとりがあると思いますか。
- ② 他人にウソをつくことは、どうしても許せない悪いことだと思いますか。
- ② 暴力をふるうことは、どうしても許せない悪いことだと思いますか。

それぞれの質問項目につき、肯定的な回答をした人の割合を都道府県別に集計した結果は巻末の付表2のとおりである。

***** 1.

	_	_	_		_	_			_	_							_								_									<u>. </u>	_	_						_	_				~ -	-
69	-	•	9 2.0	928	939	93.6	9	9 1.8	92.2	913	907	89.6	9 1.1		88.1	9.2.6	8 8.3	9 4.6	8.9.1		9 2.2	8 9.6	93.5	9.5.2	9 22	91.5	93,3	9 2.9			9 2.1	0.0		6 5	939	9 4 2	9 2 9		9 4.	937	9 2.2	22		0.0 6	9 2.2	7 C 2	81.0	4]
3	8 0.6 9	28	7.8.0	77.2	80 	6.0	3	77.1	7.8.7	763	732	7.4.5	6.68	6.9.8	7 4.6	79.1	74.2	81.1	74.4	76.0	7 2.3	7 5.4	73.7	7 4.5	7 4.6	74.3	717	76.9	7 2.6	8 1.8	8 1.7	752	77.3	7 6.3	208	80.3	6,8	7 9.2	9.2	7 6.5	7.8.7	7 9.5	80.9	77.6	83.0	202	746	
8	57.8%	56.4	46.7	60.1	53.8	57.3	63.7	62.9	65.3	622	5.9.6	62.8	65.7	65.2	65.0	62.0	67.2	59.4	65.8	68.6	64.5	63.1	6.99	64.6	62.2	63.4	693	636	67.3	63.5	57.2	53.9	623	63.4	64.6	630	9.1.9	61.3	5 6.6	653	552	56.8	63.7	58.7	5.6.6	502		27
9	453%	4 0.8	35.8	5.5	38.5	133	4 6.7	3.8	4 6.4	5.5	47,6	51.3	4 9.0	522		49.5	4 6.9	50.5	4 6.7	493	1.91	0.2	15.9	53.4	17.8	5 2.0	F 9.4	17.3	51.4	50.3	3.1		334	5.8		8 4 8		_		_	-	_	-	T	ا برد	5.2		
3	7 0.6%	7 1.6	6.5.9	707	6 9.2	7.6.7	8.69	70,8	73.5	72.7	69.3	7 0.6	-	7			76.2	76.5	78.3	775	77.8	7 2.4	75.7	77.4	76.7	7.2.8	76.6	72.1	77.1	77.2	67.6	8.89	7 6.1	70.1	75.1	107	73.2	7.25	67.7	74.5	60.4	969	6 9.5	9.6	7.1.4			-
9	4 2.9 %	_		4 9.7	 	_	-						_		4 9.7	65	5.59	54.4	4 5.5	17.3	4 6.1.	<u> </u>		4 8.2					_	_		_		6,7	5.3	<u>ئ</u>		8.6		4 5.8	8.6		5.2			6.7	Ψ.	20.0
. (9)	4 6.8 %	501	50.6	5.5.5	F6 7	ις (2)	57.4	5.5	2 6.3	54,2	22.4	53.1	5.6.8	51.0	47.8	9.09	58.8	5.8	9.8	52.1		45.7	54.1	54.2	51.8	55.2	. 6.8	55.3	17.3	55.6	0.2	5.7.5	2.7.5	9.5	6.5	8.6	3.5	7	E.	9.06	6.0	80	5.8	3.5	543	0.50	2 3 9	
9	0.5%	8.7	9.2	—-	6.8	0.7	*	0.0	5.8	2.0	5.9	9.1	- 6	5.3	5.8	3,6	+8	5.8	0.2	5.6	6.7	*	6.4		1.7	2.1	7.7	9	6.5		÷.9	5.5			۲. ت	0.0	8: 8:	4.5	9:	5.5	5.9	2.2	9.5	6.5	G (n) 4		9.4
3	25.0	4.7	6.9	9.6	7.8	٠	9	52	8.4	8.7	6.9	5.6	8,0	4.4	6.6	3.4	8,4	5.1	3.8	3.4	8.1	7	8.8	3	6,9	13				_	7	1.6	7.	86	3.6	2 9'9	-	5.7	6.3	_	1.4		5.0		3.4	12 7	200	000
9	18	_		683 7	_			_		_	_	-	-		_		_	—-	_		-	-	_		3.5	9.9	33	7.9 7	9.7	6.8	87	6.5	35	3.7	6.3	9.4	5.1	7.2	12 6	8.0	5.0	3.4	9.1	1.0 7	92 7	r 0	2 6 7	-
	7.3%	£.	2.7	 	8.9	-	2	9	<u>.</u>	6.6	5.7	6.5	0.3	6.0	6.8	3.8	8:1	6.2		0.6	8.4	9	5.5	**	8.2	4.2	6,2 5	7.3	7.9 5	9 8.1	-	φ	9	6	-		φ	-	~	1/2	•	9	5.9	9	1.1	1.0	200	┨
9	1.4 %	9.0	7.3	4.8	7		-		_				3.6		9.1 2			_				8.3		2 0.1	5.6		N	64	N	m	m	~	-	61	**	**		61	-	69	eri	~	17	24	9.7			2
9	2 4	N	-	8.0	64		_	~	_	_		20	~	_	0.5	_	64	***	~	- 2	-	_	3.3	~	9,3	- 2	-		~	~		N	_	_	~	~	N	-	27	=	24	~	=	8	~	C) -	4 °	7
9	9 %	9	9	•	-	φ.	9		9	•	9	_	.	• <u>•</u>	9	-	9		-	-	20	47	*9	9.7 64	L/G	9	9		-	9	47			9	-	9	•	φ	43	'n	4		9	.	2,2 59	9 -	7 6	
	*			00 2	-		-	-	_	•••		-	••	_	-		•	•		-	•	8.9	-	_	2.5		_		64		~	M	N	-	2	~	~	64	_	_	~	~	-	63	~	- 22	1	121
	9 %	~	-	_	_	_	_	_	_	9	9	9	_	10	-		_		9	-	-		9	-	-	9	9	_		_	_	_	_	_	_		_	-	-	Ť	_	÷	76.3		÷		1	99
	. 4	_	~	4 3.5	_	M	_	*	•	~	•	_	101	m	د.	4	4	_	4	_	- 67	-	_	40.6	77	7	_	_	4 1.0		_	4	-	4	_	4.5.4	<u>*</u>	7	m	4	~	*	4 5.3	_	-	4 .	2 .	2
	3	~	-	43,5	4	4	•	4	4	-	~	177		177	*	_	4	··	+		-		LI)	*	4	*	-	_	-	_	~	_	_	4 5.5	4.9	4.5.0	4 6.7	4.7.8	418	37.7	432	4 2.9	4 5.4	402	3.8.9	39.8	100	41.6
9	9 9		9	6.4.9	<u>~</u>		•	ri3	'n		ø	100	9	9	•	٠	9	.		03	10	· C	-		4		м	•	·		•		· C	•	9	6 2.3	9	9		9	6	9	_	9	7 0.1	9 4	4°	6 2.4
⊙	F 6 3.4	7 0.0	7 3.3	7 3.8	7.4.5	7 0 0	-	7 2.6	76.7	7.8.8	7 33	7.0.7	7 12	6 9.6	7 0.1	7 8.5	7 2.6	7.8.9	7 0 2	7 5.0	7 1.3	711	7 4.0	73.5	7 1.9	7 2.0	67.4	7.2.1	7 1.0	7.6.7	77.2	76.4	7.6.7	7 6.8	8 24	7 6.2	7 5.5	8 6.2	7.5.7	7 3.9	77.0	7 2.9	7 8.8	67.5	74.6	73.9	12.5	1.7.1
	693		_	_	-		_		_	•	•-	_	_	_		_	-		_			-		-			-	_		~	•	_		•	•	•	~	-	•	5-	-	•	-	φ	٠-	67.7	91	-1
⊕	47.14	5.8.8	58.5	533	5.3.4 4.6	9	268	2.93	252	6.9	48.8	50.1	4 6.1	43.6	522	55.1	57.0	5 2.9	50.6	5 6.0	4 9.0	18.4	55.1	4 9.8	50,1	067	4 8.1	502	45.7	56.8	51.4	5 6,3	4 8 A	4 8.3	21.0	59,8	5 0.1	9.6	5 2.7	4 6.4	5.8.1	57.3	5 3.7	4 9.2	5 6.4	200		50,3
	₹ 90	₩.	S		9,0	e :	7	9.	₹.	8.3		28	9'1	7	7	7	3	6.	20.	60	9	3.0	2		9.6	80	7	S.	6,7	6,3	8.6	2.	2.	9.6	2	6.1	7	7.7	7	2.2	6.2	6		4.0		6.69	3 0	2.9
5 ×	1000	棋	#	Ħ.	3	4	4	菱	*	2	H	W.	K	# # H			*	4	=	*	#	直	· A	 	×	10	厳	最	Œ	₹	2	載	∃	al	0	đ	Ξ	E	R	重	×	奮	*	#		رد من ا	2 14	3
(ELD)		*	铅	3 0 :	¥	<u>=</u> :	Ž	Ж	岩	4	变	+	₹			32 (Ξ	Ħ	ΙQ	灵	쌀	2	i de	[11]	Æ	K	ĸ	其	從	-	ą	₹.	Œ,	Ľ	₫	影	*	€	rā.	簽	箱	岷	裳	ĸ		成 章	2	Ħ
																						_													_	_	_		_								_	_

注 数値は,各質問項目において常定の図答をした人の副合を多で扱わしたものである。

₿ 0 710.6 710.6 710.7 71 ◉ 6693 7037 7037 7037 7037 7037 7037 7037 7038 ⊚ Θ 0 75.55 76.55 70.56 71.55 71.55 71.55 71.55 71.55 71.55 71.55 北省省省秋山湖美帕那两手来神野最山富石沿峡神龛三雄双大兵祭和高岛网络山楼宫霓冠沿街县建大西晚世宝

数値は、各質問項目において背淀の回答をした人の割合をちで表わしたものである。

表4-3 県民意識の因子分析に診ける因子負荷量

	第1因子	第2因子	第3因子
流行おくれでも気にならない	0.48119	-038606	0.3 5 9 2 3
万 事 金 次 第 だ	0.77057	-0.04738	0.01464
平穏な生活をしたい	0.3 2 3 3 9	0.33815	0.55396
みんなの意見にあわせる	0.37690	0.01890	0.74673
しきたりは尊重すべし	~ 0.0 2 3 6 5	-026166	0.39209
自分が不利になるととは主張しない	0.66579	0.1 2 1 2 4	0.25127
年長者には従う	0.5 6 2 4 9	0.03663	0.22963
助けありつきあいが望ましい	0.81062	-0.23222	0.15490
近所づきあいはわずらわしい	0.1 5 0 8 3	0.21977	0.20105
実力のない者はおいてゆかれてもやむをえない	0.28602	0.73674	0.2 3 0 9 9
人間は区別できる	0.04926	0.1 0 3 2 0	- 0.0 2 6 5 3
受験競争は必要である	0.81904	- 0.2 6 1 8 3	0.1 2 6 9 1
世の中に追いかけられる気持	0.61799	0.0 2 4 3 1	0.47625
日本はまあ良い社会だ	- 0.0 3 8 4 2	0.67117	0.19935
地元の面倒をみる政治家をもりたてたい	0.8 6 6 3 3	- 0.2 2 4 5 7	0.19883
公共利益は優先されるべし	0.27977	0.28823	0.6 6 1 1 3
役所には従う	0.7 6 8 2 8	0.18091	0.3 5 5 8 3
今の生活に満足している	- 0.0 8 1 0 6	0.78201	0.08035
最近,精神的に充実している	- 0.3 3 0 9 0	0.72942	0.1 3 2 3 4
暮らしはゆとりがある方だ	- 0.2 5 1 6 7	0.81152	0.0 2 8 7 9
りそをつくことは悪だ	0.5 4 6 5 0	-0.1 2 3 1 5	0.5 5 1 9 6
暴力は悪だ	0.07984	0.17996	0.56275

(3) バリマックス法による分析の結果

住民意識についても、前節の交通環境条件の場合と同様にバリマックス法で分析することとし、これにより3つの因子が抽出された。寄与率は第1因子が25.2%、第2因子が16.1%、表3因子が9.7%である。表4-3は、22の質問項目の各因子に係る因子負荷量をまとめたものであり、各因子について因子負荷量がプラス0.3以上の項目を並べて整理してみると図4-4のようになる。この図をもとにして、各因子が何を表わしているのか考察した。

先ず第2因子から述べることにすれば、これは「生活満足度」を表わしていると考えて間違いない。「実力のないものがおいてゆかれるのはやむをえない」という意識も、自分は「おいてゆかれ」ていないという認識ないし自信に裏打ちされたものであろう。

第1因子(寄与率25.2%) 第2因子(寄与率16.1 €) 第3因子(署与率9.7%) 00 0.2 0.4 0.6 0.8 0.0 0.2 04 0.6 0.8 ゆとりのある生活を している みんなの意見に合わ 地元政治家を後担 今の生活に确足している 受験競争社必要 実力のない老がおい てゆかれるのはやむ をえない 助け合うつき るいが 望ま しい 暴力は悪いことだ 光災した生活をして いる 平穏な生活がしたい すべて会次無だ 今の日本はまわ良い 社会だ 役所には従う うそは悪いことだ 立場が不利になると まは言うべきととも 言わない 追いかけられている 気持 平穏な生活がしたい 道いかけられている 気持 しきたりは尊重すべき 年長者には従り 流行は気化ならない りそは悪いととだ 役所には従う 流行は気にならない みんなの意見に合わ せる 平穏な生活がしたい

図4-4 住民意識の因子分析にかける因子負荷量

次に、第3因子は伝統的な農村社会に住む人々が抱きそうな意識要素を表わ しており、具体的には「温和さ」を表わしていると解される。

これに対して、第1因子の解釈はかなり困難である。伝統的意識に結びつく 項目が比較的に目立つと言えるが、「受験競争は必要」とか「すべて金次第」 などといった伝統的意識とは異質と思われる項目の因子負荷量も高いからで ある。

(4) 因子得点に基づく都道府県の分類

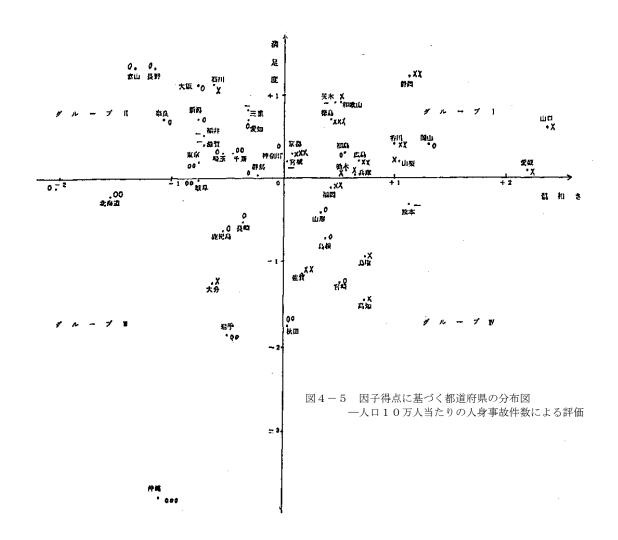
3つの因子のうちでも解釈が困難な第1因子はこれを取り上げることを避け、残りの第2及び第3因子によって都道府県をグループに分けることにした。これら2つの因子に係る各都道府県の因子得点は表4-4のとおりである。図4-5は、この因子得点表に基づいて各都道府県を分布させ、あわせて「人口10万人当たりの人身事故発生件数」に関するそれぞれの評価を記入したものである。評価の記号の意味は第3章の表<math>3-2(34頁)におけるものと同一である。

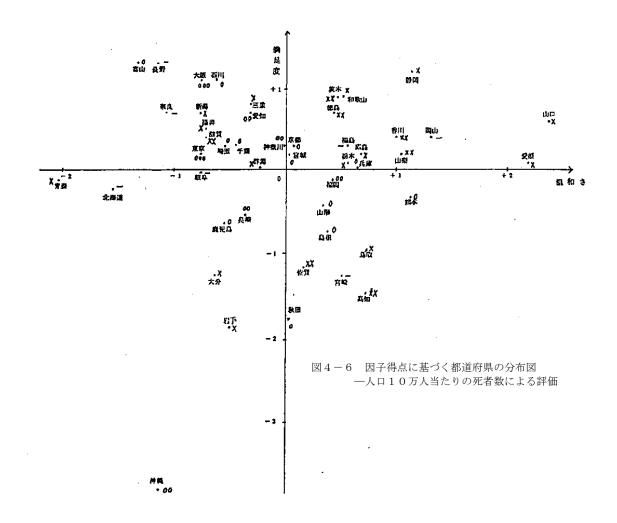
図4-5を見ると、第1象限内に位置する府県(グループ I)は×印が目立っているのに対し、第3象限内の道県(グループ II)は〇印が目立っている。第2象限内の都府県(グループ II)も〇印が目立っているが、グループ IIIに比較するとその程度はやや劣る。第4象限内の県(グループ IV)は〇印と×印とがほぼ半々である。

各グループの「人口10万人当たりの人身事故発生件数」の平均値を求めると、グループ I は515.4件、グループ I は377.5件、グループ I は334.4件、グループ I 以426.1件であり、I, I 、I 、I 、I の順にその数値が大きい。なお I 、検定を行ったところ、グループ I とI 、とI と I と I と I と I と I 、必ずしも有意でないという結論がでた。

表4-4 県民意識の因子分析における各都道府県の因子得点

		第2因子	第3因子		第2因子	第3因子
北	海道	- 0.2 0 2 2	- 1.5 4 2 5	滋 質	0.3 4 5 2	- 0.7 2 3 3
青	森	- 0.1 4 9 0	- 2.0 3 8 4	京 都	0.3 0 9 0	0.0763
岩	手	- 1.8 3 3 1	- 0.4 9 6 0	大 阪	1.1 3 4 0	- 0.7 7 5 5
宫	城	0.2 2 1 2	0.0 4 7 2	兵 庫	0.0087	0.6 5 0 2
秋	田	- 1.7 9 1 4	0.0 0 6 3	奈 良	0.7 0 4 7	- 1.0 6 1 7
ļЩ	形	- 0.4 0 2 0	0.3 3 7 7	和歌山	0.9394	0.5 2 2 1
福	島	0.2 7 0 1	0.5 3 3 7	鳥取	- 0.9 4 1 3	0.7326
東	京	0.2 2 0 3	~ 0.7 6 8 0	島 根	- 0.6 8 0 3	0.3749
荄	城	0.9 0 7 8	0.4 7 8 5	岡山	0.4 2 1 4	1.2901
栃	木	0.0591	0.5 6 5 5	広 島	0.1 3 7 0	0.6891
群	馬	0.0 2 9 3	- 0.2 5 4 2	ш п	0.6 1 5 0	2.3 5 4 4
埼	玉	0.3193	- 0.5 3 0 8	徳 島	0.7 1 5 1	0.4129
千	葉	0.3 0 9 9	- 0.4 6 3 7	香川	0.4 1 5 1	0.9783
神	奈 川	0.3365	- 0.0 3 5 5	愛 媛	0.0 7 0 0	2.1767
新	潟	0.6819	- 0.7 5 5 6	高 知	- 1.4 3 6 7	0.7378
山	梨	0.2 1 5 5	1.0 5 8 4	福 岡	- 0.0 8 2 3	0.4 2 6 2
長	野	1.3 0 5 8	- 1.1 4 0 8	佐 賀	- 1.0 9 0 7	0.1 5 4 7
静	岡	1.2 3 6 2	1.1 4 3 3	長 崎	- 0.5 6 4 6	- 0.3844
富	Ш	1.3 0 1 0	- 1.3 2 1 9	熊本	- 0.3 0 0 8	1.1 0 3 4
石	Л	1.1 5 1 8	- 0.6 1 8 6	大. 分	- 1.1 8 8 1	- 0.6 5 4 6
福	井	0.4 8 6 7	- 0.7 2 9 1	宮 崎	-1.2250	0.5 1 6 8
岐	阜	- 0.0 3 6 7	- 0.7 7 9 4	鹿児島	- 0.6 3 2 5	- 0.5 5 4 7
愛	知	0.7132	- 0.3 2 7 8	沖 縄	- 3.7 8 2 6	- 1.1 0 5 5
Ξ	重	0.7599	- 0.3 0 3 8			





なお、「人口10万人当たりの人身事故発生件数」ではなく「人口10万人当たりの死者数」に係る評価を記入すれば図4-6のようになり、この場合にあってはグループ分けは比較的に困難である。

前節3における交通環境条件の因子分析の場合は、「人口10万人当たりの人身事故発生件数」ではなく、「人口10万人当たりの死者数」によって各都道府県の評価をした方が分類しやすかったのに対し、この住民意識の因子分析の場合にはその逆の結果が得られるということは興味深い事実である。

(5) 交通事故対策に関する助言

4つのグループのうち、「人口10万人当たりの人身事故発生件数」の平均値が最も大きいグループ I と最も小さいグループⅢとについて重点的に検討を加えることにする。

グループ I 内の県は、生活に満足しかつ温和である人々の多い県であり、言わば「おっとり型」の県である。グループⅢ内の道県は、その反対に、比較的にではあれ人々が生活に満足せず温和でもない傾向を有する。生活に満足せず温和でもないのだから、運転が荒っぽくなって事故が多くなるだろうと予想するとすれば、それは皮相的なのであって、事実、図4-5によればグループⅢの平均事故件数が最も少ないのである。

ここでは図4-5に則して解釈する。比較的に生活に満足せず温和でもないということは、神経が比較的に緊張していることを意味するであろう。そしてそういう傾向の人は、道路交通の場において、歩行中は自動車によく気をつけ、自動車運転中は他の自動車や歩行者によく注意するというように、客観的に見て安全指向の行動様式をとるであろう。これに対して、「おっとり型」のグループIの行動様式は、本人たちが意識するとしないとにかかわらず、客観的に見て交通の危険性に鈍感でこれにあまり注意を払わないという傾向があるものと解される。不用意に道路を横断したり、不用意に自動車を交差点に進入させたりする行動が、グループI内の県では比較的に多いのではないか。そうだとすれば、グループIに属する各県にあっては、住民に交通の危険性を一層自覚させる運動を推進することが有効な交通事故対策であることになる。グループII及びIVにあってもこれに準ずる。これに対し、大分県のようにグループIIIをびIVにあってもこれに準ずる。これに対し、大分県のようにグループIIIをびIVにあってもこれに準ずる。これに対し、大分県のようにグループIIIをびIVにあってもこれに準ずる。これに対し、大分県のようにグループIIIをびIVにあってもこれに準ずる。これに対し、大分県のようにグループIIIを可以に属しながらしかも事故率が高い県にあっては、交通の危険性をアッピールする方法ではそれほど事故率引下げの効果を期待することができず、事故率引下げのためには何か別の対策を講じるべきだと判断される。

4-4 交通事故率に係る重回帰分析

(1) 重回帰分析とは

例えばセールスマンの性格特性とその売り上げ成績といったように2組の変数があるときに、一方の売り上げ成績に係る変数のバラツキを他方の性格特性に係る複数個の変数の組の持つバラツキにより説明する場合の基本的手法が重回帰分析と呼ばれるもので、この場合、売り上げ成績に係る変数が外的基準変数(被説明変数)、また性格特性に関する変数が説明変数と言われる。

重向帰分析とは、それぞれの説明変数に対して、それらの間の内部相関を 考慮しつつ被説明変数の値を最も効率的に説明(予測)できるよう重みづけ を行い、それによって被説明変数に関する構造式(予測式)を定める方法で ある。

(2) 被説明変数の決定

本節では交通環境条件その他の諸データを説明変数として重回帰分析を行うのであるが、被説明変数として具体的にいかなるものを取り上げるかは重要かつかなり困難な問題である。ここでは、本研究のこれまでの流れを勘案し、被説明変数として、

人口10万人当たりの交通事故死者数

人口10万人当たりの交通事故発生件数

の2者を取り上げるとともに、これら両者を結びつける意味をもつものとして、

人身事故100件当たりの死者数

も取り上げることにした。

このように被説明変数として3者を取り上げた結果、求めるべき構造式は 3種類となる。すなわち、3種類の重回帰分析を行うこととなる。

(3) 説明変数の選定

説明変数としては、本研究のこれまでの流れからして、交通環境条件に関する諸データ及び住民意識に関する諸データを活用することとし、これを具

体的に選定するに当たっては次の考え方を基本方針とすることにした。

すなわち、それぞれの都道府県の単位道路延長につき、これの性質を規定している要素として、①交通量、②人の密度、③人の性向、④安全施設の4者を取り上げ、これらを表わす何らかの具体的な変数を説明変数として採用する、という考え方である。

そして、上記①の交通量を表わす変数としては

自動車走行台キロ/道路延長

を採用し、上記②の人の密度については

人口/道路延長

を採用することにした。次に上記③の人の性向を表わす変数としては、本章の3で行った住民意識の因子分析の結果を活用することにし、

「生活満足度」(第2因子)に関する因子得点

「温和さ」(第3因子)に関する因子得点

のいずれかを採用することとした。また、上記④の安全施設については、本 章の2で行った交通環境条件の因子分析の結果を活用して、

「安全施設の発達度」(第1因子)に関する因子得点 を採用することにした。

なお、人身事故100件当たりの死者数、すなわち致死率を被説明変数として行う重回帰分析の場合は、特に、下記の方針で説明変数を選定した。致死率を決定する要因として、第1に、大破事故に結びつきやすい要因というものを取り上げ、安全施設の発達度を以てこれに当てた。例えば、山道におけるガードレールの設置いかんは、単なる軽傷事故ですむかそれとも死亡事故に至るかにつき決定的意義を有するであろう。そして、この安全施設の発達度については、やはり本章の2で行った因子分析における第1因子の因子得点を利用することにした。次に、致死率決定する第2の要因として、同じショックを被っても当該被害者が死亡しがちな要因というものを考え、具体的には、

9歳まで及び65歳以上の人口/総人口

医師数/総人口(又は医師数/道路延長)

年平均気温

といったものを取り上げることにした。

- (4) 重回帰分析の結果
 - ア. 交通事故死者数を被説明変数とする重回帰分析

「人口10万人当たりの交通事故死者数」を被説明変数Ŷとし、他方、

- ① 自動車走行台キロ/道路延長・・・・・・ X₁
- ② 人口/道路延長····· X,
- ③ 「生活満足度」に関する函子得点・・・・・ X_{31}

又は、「温和さ」に関する因子得点・・・・・・ X_{32}

④ 「安全施設の発達度」に関する因子得点・・・・ X 4

を説明変数として重回帰分析を行ったところ、下の結果が得られた。

 $\hat{\mathbf{Y}} = 0.0977 + 0.3110 \,\mathrm{X}_{1} - 0.2246 \,\mathrm{X}_{2} + 0.0035 \,\mathrm{X}_{31} + 0.0058 \,\mathrm{X}_{4}$

 $\hat{\mathbf{Y}} = 0.0980 + 0.2921 \,\mathrm{X}_{1} - 0.2180 \,\mathrm{X}_{2} - 0.00097 \,\mathrm{X}_{32} + 0.058 \,\mathrm{X}_{4}$

そして、それぞれの重相関係数(注4)は前者の場合が0,7213、後者の場合が0,7070であり、上記③の説明変数としては、 X_{32} よりも X_{31} 、すなわち「温和さ」に関する因子得点よりも「生活満足度」に関する因子得点を利用した方が良い結果が得られた。しかしながらその0.7213という重相関係数も値が大きいとは必ずしも言えない。

イ. 人身事故発生件数を被説明変数とする重回帰分析

「人口10万人当たりの人身事故発生件数」を被説明変数 $\hat{\mathbf{Y}}$ とし、前記アにおける \mathbf{X}_1 、 \mathbf{X}_2 、 \mathbf{X}_{31} 、又は \mathbf{X}_{32} 、 \mathbf{X}_4 を説明変数として重回帰分析を行ったところ、

 $\hat{\mathbf{Y}} = 3.8768 + 21.5948 \,\mathbf{X}_{1} - 7.3597 \,\mathbf{X}_{2} + 0.4330 \,\mathbf{X}_{31} + 0.1419 \,\mathbf{X}_{4}$

 $\hat{\mathbf{Y}}$ =3. 8706+18. 3296 X $_1$ -5. 7151 X $_2$ -0. 23219 X $_{32}$ +0. 1400 X $_4$

という結果が得られた。重相関係数は、前者が0.4519、後者が0.3673であり、いずれにしてもその値はかなり小さいと言わねばならない。

ウ. 致死率を被説明変数とする重回帰分析

「人身事故100件当たりの死者数」を被説明変数Ŷとし、他方、説明変数と して

- ① 「安全施設の発達度」に関する因子得点・・・・・・ X₁
- ② 9歳まで及び65歳以上の人口/総人口・・・・・ X。
- ③ 医師数/総人口・・・・・・・ X₃又は、医師数/道路延長・・・・・・ X₂
- ④ 年平均気温・・・・・・・ X₄

を利用して重回帰分析を行ったところ、 X_4 の年平均気温はほとんど説明力を有しないことが判明したため、改めて X_4 を除いて重回帰分析を行った。その結果は次のとおりである。

$$\hat{\mathbf{Y}} = 0.0014 - 0.0002 \,\mathrm{X}_{1} + 0.4796 \,\mathrm{X}_{2} - 0.0148 \,\mathrm{X}_{31}$$

$$\hat{\mathbf{Y}} = 0.0425 + 0.0011 \,\mathbf{X}_{1} - 0.1895 \,\mathbf{X}_{2} - 0.0285 \,\mathbf{X}_{32}$$

重相関係数は前者が0.6473、後者が0.5755で、いずれも良い値とは必ずしも言えない。

(注4) 重相関係数とは、重回帰分析によって得られた合成変数 Ŷ と実際の 基準変数 Y との相関係数であり、一般に、この値が大きいほど重回帰 式に組み入れた変数が全体として Y に対して強い影響力を及ぼすもの と考えることができる。

(5) ま と め

本節の重回帰分析を行うにあたっては、重相関係数の値がとにかく大きい 重回帰式を求めるのではなく、説明しやすい重回帰式を定立することをその 基本方針としたため、結果的には、求められた重回帰式の重相関係数はいず れも値が大きくないものであった。したがって今後の研究の方向としては、 もっと重相関係数の高い式の探究に努めるべきで、直ちにこれらの式を前提 として都道府県ごとに事故対策重点事項を抽出することは必ずしも妥当でな いと考えられる。

第5章 ま と め

これまで述べてきたことをここで簡単にまとめることにする。

第2章では、先ず近年の交通情勢について運転免許保有者数・自動車保有台数・ 自動車輸送活動量などの急激な増加傾向を指摘し、次にこういった厳しい交通情 勢にもかかわらずこの10年間交通事故は関係者の努力により減少傾向にあった こと、また最近はその減少傾向が緩やかになり特にこの2、3年は増加傾向に転 ずるけはいすら見られることを指摘した。そして、交通事故の状況を分析すると 色々な特徴点が見られるのであり、本研究がそういう特徴点のひとつである都道 府県間の事故率の格差に着目してその要因分析を行うものであることを明らかに した。

第3章では、研究の出発点として、そもそも事故率、換言すれば交通の危険が何を指標として判断されるべきかという問題を提起し、様々な指標を定立してこれらにより各都道府県の交通の危険を評価した。そして、指標の違いによって評価が色々と変化するという事実を強調した。

第4章では、事故率を表わす指標として、「人口10万人当たりの交通事故死者数」及び「人口10万人当たりの交通人身事故発生件数」を用いることとし、これらがいかなる交通環境条件又は住民意識によって規定されているかについて統計分析の手法により探究した。まず、因子分析により「人口10万人当たりの死者数」が交通安全施設の発達程度にどれほど規定されているか、また「人口10万人当たりの人身事故件数」が住民の「生活満足度」及び「温和さ」にどの程度規定されているかという点について、ある程度明らかにし得たと思う。しかしながら、総まとめとして位置づけられる重回帰分析については必ずしも良い成果は得られなかった。

本研究の意義は、交通事故率につき、従来あまり用いられたことのない統計的 手法、すなわち、因子分析や重回帰分析といった方法によって研究を進めた点に 求められるべきであろう。

事 故 関 係

区分	人身	事故発生件数 ((件)		事故死者数	(人)
都道府県	5 2 年	53年	54年	52年	53年	5 4 年
北海道	1 6, 4 6 7	1 6, 3 3 4	1 6, 7 4 7	475	494	549
育森県	4,557	6, 1 2 0	7,670	1 3 8	156	1 2 8
岩手県	3, 8 4 9	3, 7 4 9	4,078	1 2 5	151	1 4 3
宮城県	7,859	9,308	8,516	157	147	1 4 8
秋田県	3,107	2,929	3,1 9 1	9 3	9 7	9 5
山形県	3, 4 7 3	4,101	4,057	101	9 0	9 2
福島県	7, 7 2 0	7, 8 8 4	8, 5 5 6	189	171	189
東京都	3 3,5 0 1	3 1,8 8 1	3 0, 7 8 3	3 3 5	294	277
麦城県	1 0, 3 4 2	1 0,2 3 9	1 0, 5 2 8	338	3 3 1	3 1 6
栃木県	9,098	8,896	8,667	188	181	180
群馬県	7,152	7, 3 8 9	7,471	182	175	177
埼玉県	1 9,5 2 2	2 0, 4 9 6	2 2, 3 5 5	367	4 0 7	3 4 6
千葉県	1 1,9 2 0		1 5, 6 0 7	372	3 2 2	3 7 2
	2 1, 2 1 1	1 2, 7 0 8 2 1, 0 1 4	2 1, 1 5 0	3 5 2	375	3 2 9
神奈川県新潟県	8,5 7 4	8,077	8,042	248	$\frac{375}{234}$	215
山梨県	4,024	3, 8 9 3	3,770	100	$\begin{array}{r} 234 \\ \hline 106 \end{array}$	9 6
	8,073	8, 2 0 5	8,305	210	175	169
長 野 県 静 岡 県	2 0, 2 2 9	2 1, 0 5 3	21,408	362	3 4 6	3 3 3
富山県	3,833	3,648	3,3 4 3	76	8 4	9 4
	6,163	5, 7 2 0	5, 3 9 1	7 7	9 2	102
	3602	3,316	3, 2 5 4	6 5	88	7 6
	5, 9 1 3	5,905		181	169	162
			5,889	419	3 7 8	
	2 4, 0 6 5	2 4, 3 8 4	2 4, 7 6 4			3 4 6
三 重 県 滋 賀 県	6, 9 2 6	6, 5 5 2 4, 3 9 0	6,806	1 9 7 1 3 3	178	164
	4,389	1 6, 3 2 8	4, 3 7 8 1 6, 0 5 8	2 2 0	150	1 3 6
京都府	1, 6, 1 9 1	3 3, 6 4 5		3 6 1	4 1 6	
大阪府兵庫県	3 3, 4 3 0 2 5, 9 9 7		3 3, 8 3 9	390		3 2 1
		2 5, 9 8 4	25,123		388	371
	3,8 0 7	3,605	3,808	114	9 7	112
	5, 7 4 4	5, 8 4 5	5,842	117		
	2,984	3,013	2,998	6 1	5 4	5 2
島根県	2,7 2 3 7,5 8 7	2,822 7,067	2, 6 6 5 6, 7 8 4	182	6 1 1 7 1	1 5 6
広島県	1 5, 7 2 7	1 5, 8 2 2	1 5, 7 2 1	295	$\frac{1}{230}$	2 3 4
山口県	7,305	7,216	6,820	165	154	151
徳島県	5,634	5, 6 2 2	5, 7 4 3	90	99	103
香川県	5, 7 2 1	5, 6 6 5		120	146	
愛媛県	7,162	7,378	5,533	136	140	1 2 5
高知県	3,900	4,183	7,919 4,809	104	103	1 5 2
福岡県	2 4,9 0 3	2 5, 7 7 7	2 7,2 0 7	264	270	264
佐賀県	4,806	4,793	4,930	94	105	100
長崎県	5,414	5, 2 5 9	5, 3 6 3	104	103	107
熊本県	7,740	7,511	7,375	1 2 6	1 2 7	107
大 分 県	5, 9 8 3	5, 9 7 0	5,850	126	121	109
宮崎県	3, 7 3 6	3,690	3,408	99	101	93
<u></u>	6,595	7,007	7,476	146	150	139
沖縄県	1,991	1,644	1,5 7 6	77	71	6 6
合計	460649	4 6 4, 0 3 7	4 7 1, 5 7 3	8,945	8,783	8,466
LH	T 0 0 0 3 2	- v - 1, v o /	7 1 1,3 1 3	0, 3 4 3	0,103	0,400

(警察庁資料)

区分	人	口(千)	۸)	免	許人口	(升)	16~22歳	の免許人に	1(刊)
都道府県	5 2 年	53年	5 4 年	5 2年	53年	54年	5 2年	53年	54年
北海 道	5,442	5,488	5,5 8 2	1,520,0	1,6087	1,6904	1595	1721	1878
青 森 県	1,494	1,505	1,514	4488	475.1	4991	624	643	66.4
岩 手 県	1,899	1,405	1,411	4878	4609	481.0	598	611	615
宮 城 県	2,006	2,028	2,054	6398	684.1	7208	1088	1092	1122
秋 田 県	1,248	1,247	1,251	8911	411.6	481.1	54,9	5 5.4	562
山形県	1,231	1,2 3 6	1,241	4548	4794	4992	60.6	621	62.0
福島県	1,995	2,006	2,015	679.9	7162	7524	967	1000	1040
東京都	11,649	11,628	11,596	3,240,8	3,897.7	3,5482	3 6 2.5	394.3	4806
茨 城 県	2,414	2,457	2,508	8614	9203	9816	1125	1248	1292
栃木県	1,732	1,748	1,768	6897	725.7	7562	1086	1041	1080
群馬県	1,795	1,812	1,826	7 4 5.0	784.0	8143	1019	1089	1048
埼 玉 県	5,087	5,202	5,809	1,5776	1,6999	1,801.0	1814	195.2	2070
千 葉 県	4,377	4,501	4,617	1,3091	1,4225	1,524.0	1493	1599	1690
神奈川県	6,604	6,711	6,809	1,9 0 5.0	2,0487	2,1722	2187	2808	2501
新潟県	2,416	2,426	2,487	8787	910,9	9479	1290	1800	1818
山梨県	790	792	795	8089	825.6	8387	50.9	5&3	54.2
長 野 県	2,0 4 7	2,060	2,071	881.5	8679	899.6	101.0	102.4	1081
静岡県	3,367	3,894	8,420	1,2806	1,841.7	1,891.1	1478	1481	1490
富山県	1,085	1,092	1,098	3884	4021	4201	48.8	44.4	45.7
石川県	1,091	1,100	1,110	3578	3785	3998	424	444	475
福井県	784	788	792	274.2	2879	2994	85.4	861	868
岐 阜 県	1,910	1,928	19,45	7038	7344	764.1	813	801	808
愛知 県	6,054	6,119	6176	2,2315	2,329.7	2,4175	2694	274.0	2796
三重県	1,650	1,662	1,674	6129	64.82	6596	888	880	7 5.8
滋賀県	1,026	1,044	1,06 8	8701	895.2	4173	476	483	498
京 都 府	2,476	2,496	2,515	8063	8569	8969	99.7	1081	115.4
大 阪 府	8,894	8,448	8,487	22128	2,3387	24 6 5.0	2891	2617	2926
兵 庫 県	5,073	5,108	5,189	1,504.4	1,5 9 5.0	1,6621	1776	1884	1989
奈 良 県	1,128	1,1 5 8	1,190	3598	8 9 5.4	421.8	45.0	5 Q.3	5 3.0
和歌山県	1,088	1,087	1,090	4229	4432	4601	6 1.0	63.8	66.2
鳥取県	590	594	599	2088	2200	2295	25.3	268	267
島根県	775	779	782	2673	2825	294.9	266	278	277
岡山県	1,841	1,858	1,865	711.6		775.7		1003	994
広島県	2,692	2,708	2,728	9209	9667	1,001.2		111.5	1129
山口県	1,575	1,583	1,588	5082	5880	5620	44.8	470	488
徳島県	818	817	821	3212	3384	3588		46.0	472
香川県	980	988	995	8811	4003	4130	482	444	4 4.2
愛媛県	1,486	1,493	1,499	5161	552.8	5786	59.0	623	625
高知県	818	823	828	3037	3201	3885	3 5.3	36.1	878
福岡県	4,422	4,476	4,527	1,3694	1,454.6	1,529.0		1894	194.2
佐賀県	847	852	859	3186	8888	3470		487	485
長崎県	1,584	1,590	1,592	420.6	4478	4676		56.0	55.8
熊本県	1,747	1,762	1,776	615.8	6560	6885	926	974	1000
大 分 県	1,207		1,224	3973	4200	4393		49.3	49.8
宮 崎 県	1,114	1,127	1,141	4188	4482	470.7	526	5 5.9	565
鹿児島県	1,745	1,757	1,770	614.9	651.2	685.5	88.6	905	980
沖縄県	1,072		1,096	8000	3229	3466		51.4	54.9
合 計	114,154	115,174	116,133	340229	841741	41,0429	4,5821	4,793.4	4,9774

(総理府統計局資料)

区分	0~	4歳の人口	(1 1)	T E ès	9歳の人口	(=1)	CF-4E	1011010	(-1)
都道府県	52 年	53 年	54 年	52 年		,		以上の人口	
北海道	447	434		 	53 年	54 年	52 年	53 年	54 年
青森県	122	119	419	448	455	461	406	425	446
岩手県			117	129	129	129	121	127	132
	110	109	106	111	112	112	128	134	138
	167	166	164	158	162	166	161	167	173
秋田県	8 9	8 8	87	8 9	8 9	90	119	124	128
山形県	8 9	89	8.8	8 7	8 8	8 9	132	137	142
福島県	161	159	157	155	157	161	193	200	207
東京都	879	824	767	898	906	902	804	840	876
茨 城 県	211	208	203	209	216	222	208	215	2 2 4
栃 木 県 群 馬 県	153	149	145	145	150	155	149	152	157
	154	149	144	153	157	161	166	171	177
埼 玉 県 千 葉 県	505	480	454	515	534	5 4 5	278	289	3 0 1
神奈川県	410	398	386	419	436	447	283	294	306
新 為 県	598 190	568 186	538	607	625	632	373	393	414
	60	59	181	187	189	190	247	256	266
長野県	162	159	153	64	163	64	85	88	9 1
静岡県	292	282	270	160 291	163	1 6 6 3 0 2	231	238	247
富山県	88	85	81	88			280	289	301
石川県	95	91	88	91	90	92	110	114	120
福井県	64	61	5 9	62	64		105	110	114
岐阜県	160	155	148	164	167	65	8 4 1 7 2	87	90
愛知県	557	530	501	559	574	1 7 0 5 8 3	404	178	185
三重県	132	127	122	136	138	140	169	4 2 0 1 7 5	437
滋賀県	9 2	9 2	90	87	90	94	97	100	
京都府	205	197	187	203	209	213	235	242	103
大阪府	746	699	650	772	785	789	546	568	589
兵 庫 県	437	416	394	438	449	455	428	445	462
奈良県	96	9 4	9 1	98	102	106	99	103	108
和歌山県	84	80	7 6	8 8	8 9	90	119	122	126
鳥取県	45	44	4 4	4 3	4 4	4 5	69	71	7 3
島根県	5 7	5 6	5 5	56	5 7	58	100	103	105
岡山県	151	145	138	148	152	155	205	212	219
広島県	234	224	211	227	234	239	253	262	272
山口県	123	118	113	1 2 5	128	129	169	174	180
徳島県	5 9	5 8	5 6	5 9	6 0	6 1	9 1	9 4	9 7
香川県	7 9	7 7	7 4	76	78	8 0	109	112	116
愛 媛 県	118	115	111	118	120	122	161	165	171
高知県	61	5 9	5 7	60	6 2	6 3	103	106	109
福岡県	365	358	350	356	365	371	388	405	422
佐賀県	68	67	6 6	6 7	6 8	6 9	9 6	100	104
長崎県	129	126	123	134	134	134	157	162	167
熊本県	131	130	129	131	132	134	195	202	210
大 分 県	9 5	9 3	9 1	94	96	9 7	1 3 3	137	1 4 2
宮崎県	`. 94	9 3	9 2	89	9 1	9 4	111	115	120
鹿児島県	128	128	127	131	132	1 3 3	212	219	228
沖縄県	112	109	106	109	109	111	7 7	7 9	8 3
合計	9,605	9,249	8,8 6 5	9,634	9,8 4 7	9,987	9,5 6 1	9,921	10,309

(総理府統計局資料)

道 路 関 係 (1)

区分	総面積(点)		路面積	(km)	道路集	₹延長(km²)	
都道府県	53 年	52 年	53 年	54 年	52 年	53 年	54 年
北海道	8 3,5 1 5	4 9 1.2	5 0 3.7	513.5	7 4,6 5 3	7 5,382	7 6,1 5 9
育森県	9,615	8 3.0	8 4.6	8 6.4	1 5,7 5 3	1 5,9 0 9	16,165
岩手県	15,278	1 2 2.7	1 2 5.7	1 3 0.9	2 9,7 2 4	30,189	3 0,4 3 7
宮城県	7,291	8 9.0	912	9 6.2	1 9,7 1 6	1 9,8 8 4	20,027
秋田県	11,611	8 8.4	8 9.5	9 0.8	2 0,2 9 6	20,415	20,562
山形県	9,327	6 0.7	6 24	64.3	1 2,0 8 2	1 2,4 3 6	1 2,7 7 8
福島県	1 3,7 8 2	1 4 3.4	147.3	151.2	3 6,7 5 4	37,318	37,384
東京都	2,1 4 6	1 2 4.5	1 2 6.1	1 2 9.0	21,531	21,731	21,813
茨 城 県	6,090	1 9 0.9	1 9 3.5	196.3	5 9,7 9 5	59,765	5 9,9 7 1
栃木県	6,414	8 4.3	8 7.8	9 3.6	1 8,5 6 6	1 9,3 6 9	19,725
群馬県	6,356	1 2 4.0	129.8	124.7	3 5,9 0 0	3 5,9 0 5	36,203
埼玉県	3,799	1 6 9.4	172.6	1 7 3.5	4 6,6 6 7	4 6,8 6 2	4 6,9 5 4
千葉県	5,129	1 6 2.5	164.9	169.6	3 5,6 3 2	3 5,9 5 5	3 6,4 5 8
神奈川界	2,3 9 6	117.2	118.0	121.4	2 2,9 1 5	23,130	2 3,3 1 6
新傷県	1 2,5 7 8	147.2	146.8	1 4 9.2	3 5,8 9 1	3 5,9 2 8	36,004
山梨県	4,4 6 3	4 0.4	4 1.2	4 3.3	10,198	10,308	1 0,3 9 5
長野県	13,585	162.3	165.9	171.4	4 8,4 4 1	4 8,6 9 4	4 9,0 1 3
静岡県	7,772	1 6 2.0	160.3	166.7	37,221	37,438	3 7,6 4 5
富山県	4,252	4 9.5	51.1	5 3.6	9,659	9,848	1 0,0 1 6
石川県	4,196	51.8	5 3.9	57.4	11,080	1 1,2 6 3	11,392
福井県	4,189	4 1.2	41.9	4 4.8	8,219	8,236	8,384
岐阜県	1 0,5 9 6	105.7	108.0	111.0	27,171	27,198	27,256
愛知県	5,124	205.8	211.6	219.4	4 2,0 5 5	42,524	4 3,1 5 8
三重県	5,775	8 5.5	8 7.1	8 9.7	23,274	2 3,2 6 3	23,530
滋賀県	4,016	4 0.3	4 0.9	4 3.7	9,5 6 1	9,565	9,6 5 8
京都府	4,613	6 5.9	6 6.6	6 8.5	15,433	15,482	1 5,5 6 4
大阪府	1,862	100.8	104.0	107.7	15,522	15,981	16,178
兵 庫 県	8,3 7 1	1 2 6.4	1291	1 3 5.3	28,245	2 9,0 7 2	29,494
奈良県	3,692	47.1	4 7.6	4 8.9	1 3,5 6 7	1 3,5 7 6	1 3,6 6 3
和歌山県	4,723	4 5.9	4 6.4	4 7.3	1 3,6 3 4	1 3,6 5 0	1 3,6 9 4
鳥取県	3,492	3 0.1	3 0.7	3 1.5	7,1 1 6	7,1 4 9	7,2 2 6
島根県	6,627	5 8.4	5 9.4	6 0.5	1 8,2 9 4	1 8,3 2 4	1 8,4 1 5
岡山県	7,086	1 0 3.9	106.4	1 1 0.1	31,030	31,247	31,479
広 島 県	8,4 6 2	9 6.8	99.1	1 0 1.9	24,688	24,901	2 4,9 6 1
山口県	6,1 0 0	6 1.1	6 2.8	6 6.6	1 5,5 0 1		
徳島県	4,145	4 2.8	4 3.5	4 4.3	1 3,4 5 6	1 3,3 0 7	1 3,3 4 3
香川県	1,880	3 4.6	3 5.5	3 6.1	8,708	8,788	8,875
愛 媛 県	5,667	5 9.0	6 0.3	6 1.9	1 6,0 8 2	1 6,2 6 6	1 6,4 2 7
高知県	7,1 0 7	5 2.5	5 3.1	5 3.8	1 4,0 2 0	1 4,0 7 7	1 4,1 1 9
福岡県	4,952	1 3 1.2	1 3 5.6	1 4 2.4	3 4,0 7 6	34,381	3 4,5 5 7
佐 賀 県	2,4 3 2	3 7.8	3 8.3		8,739	8,796	8,7 9 7
長崎県	4,106	6 9.3	7 0.6		1 7,5 4 9	17,589	1 7,6 2 5
熊本県	7,399	8 9.9	9 2.9		21,869	2 2,0 6 7	2 2,2 8 3
大 分 県	6,3 3 1	6 2.6	6 3.8		1 4,4 7 6	1 4,5 9 8	1 4,7 7 1
宮崎県	7,734	6 8.0	6 9.4		1 5,9 4 6	1 6,0 8 7	1 6,2 5 4
鹿児島県	9,1 5 9	107.0	1 1 0.1	1 1 3.5	2 2,0 2 2	2 2,4 4 2	2 2,5 6 9
沖縄県	2,249	2 9.3	3 0.5		4,908	5,023	5,0 7 5
合 計	377,643	4,6628	4,761.5	4,9 0 1.9	1,086,230	1,0 9 5,0 5 3	1,1 0 3,7 0 8

(総理府統計局) (「道路統計年報」)

(同 左)

区分	44	道路実延長	(bu)	朱冶型	居当败生	延長(km)	Dok	切 数	(EE)
都道府県	52 年	53 年	54 年				路		(所)
北海道	16289	+	+	52年	53年	54 年	52 年	53年	54年
青森県		17798	19584	5,315	5,892	6570	2,126	2,118	2,114
	4,542	4,900	5,485	826	819	943	591	582	570
	6,117	6,851	7698	675	752	891	592	576	575
宮城県	6,889	7081	7861	864	986	1,098	598	599	600
秋田県	5,8 5 5	5,9 65	6,511	564	592	695	607	606	599
山形県	4,358	4,934	5,407	582	637	754	425	431	438
福島県	7563	8844	9,734	795	916	969	861	864	866
東京都	15,926	16197	16,490	2,628	2,882	8,012	1,296	1,286	1,289
茨城 県	1 4,2 8 7	15,495	16,817	959	1,007	1,1 8 8	1,115	1,117	1,111
栃木県	8139	8811	9,392	694	868	945	676	688	699
群馬県	8,684	10,095	10,221	854	886	976	966	897	885
埼玉県	18,484	14,736	15,832	1,548	1,748	1,862	1,568	1,533	1,482
千葉県	14294	15,898	17214	1,844	1,619	1,788	1,348	1,841	1,829
神奈川県	12,279	18,344	14,050	1,925	2,011	2,078	990	992	973
新潟県	9,965	11,098	1 2,2 8 5	980	1,015	1,098	1,143	1,132	1,180
山梨県	4,611	4,968	5,287	819	353	405	222	227	232
長 野 県	15,103	15,918	16,957	792	868	1,001	1,419	1,440	1,339
静岡県	1 8 2 4 5	14,428	15,717	1,137	1,298	1,410	949	948	893
富 山 県	5,0 0 8	5,4 4 0	5,891	514	581	646	580	531	532
石川県	5,5 5 6	6,187	6,650	592	638	704	496	494	501
福井県	4,901	5,207	5,5 5 1	364	409	443	397	396	393
岐 阜 県	49 62	5,651	6,472	569	650	788	1,369	1,857	1,309
愛 知 県	19160	20,808	22,801	8,017	8,267	3,560	1,830	1,838	1,776
三重県	7026	7468	8,154	518	5 6 1	595	1,251	1,235	1,2 1 0
滋賀県	5,5 8 8	5,772	6,048	337	407	465	457	455	437
京都府	7142	7,687	8,028	763	821	870	845	822	815
大阪府	11,478	12,020	12,482	2,146	2,846	2,439	1,097	1,110	1,008
兵 庫 県	12435	13,242	14,261	1,472	1,597	1,740	1,444	1,448	1,447
奈 良 県	5,244	5,619	5,931	255	802	886	643	641	641
和歌山県	6,129	6,412	6,776	228	252	274	548	555	554
鳥取県	3,940	4,182	4,466	488	462	497	896	384	367
島根県	5,715	6,444	7075	890	437	496	545	528	527
岡山県	12,088	13,115	14,259	498	614	668	876	870	875
広島県	10,750	11,569	12,938	935	954	1,046	982	976	974
山口県	8,4 65	9,093	9,671	856	915	1,001	782	729	728
徳島県	4,600	5,018	5,389	285	245	266	372	380	379
香川県	4,805	5,166	5,528	892	386	415	547	558	570
愛 媛 県	8,588	9,009	9,486	426	467	518	601	600	601
高知県	5,808	5,547	5,789	355	899	455	174	161	161
福岡県	14,174	15,298	16,845	1,402	1,628	1,854	2,042	2,028	1,989
佐賀県	4,859	5,285	5,517	411	455	485	382	380	381
長崎県	7320	8,059	8,684	438	460	524	432	442	
熊本県	10,478	11,552	12,582	587	674	757	589		448
大 分 県	7802	8526	9268	484	562			590	585
宮崎県	7654	8,481	9278	556	574	688	440	452	458
鹿児島県	9,158	10415	11,214	714	780	687	487	438	417
沖縄県	2,481	2,816	8,092	334		858	680	589	627
合計	408,829		472,004		411	501	0	0	0
다 티	400,028	488888	114,004	44,90U	47395	52,032	38,576	38,349	37,824

(「道路統計年報」)

区分	幅員が5.5	m以上の道路の	の実延長(タッ)	
都道府県	52 年	53 年	54 年	. :]
北海道	33,030	3 4,0 5 8	34,702	
青森県	4,204	4,4 0 4	4,5 0 9	
岩手県	4,271	4,350	4,6 2 0	
宮城県	3,4 3 1	3,6 6 2	3,860	
秋田県	3,5 4 0	3,7 4 5	3,6 6 3	
山形県	3,1 1 4	3,2 4 6	3,3 3 9	
福島県	4,936	5,3 3 1	5,472	
				
東京都	7,0 2 3	7,189	7,348	
	5,301	5,178	5,283	
栃木県	3,8 7 3	3,9 4 2	4,166	
群馬県	4,122	4,3 7 2	4,5 2 0	
埼玉県	6,977	7,197	7,179	
千葉県	6,949	7,295	7,5 2 2	
神奈川県	7,009	7,275	7,4 23	
新潟県	5,652	5,836	6,088	·
山梨県	1,468	1,487	1,560	
長野県	3,978	4,1 3 7	4,368	
静岡県	6,065	6,268	6,460	
富山県	2,7 6 2	2,8 2 6	2,839	
石川県	2,7 4 6	2,748	2,876	
福井県	2,0 7 4	2,1 3 5	2,238	
岐 阜 県	3,408	3,6 3 4	3,7 5 6	
愛知 県	8,7 6 6	8,9 3 2	9,4 7 6	
三重県	2,3 1 2	2,3 6 9	2,5 0 8	
滋 賀 県	1,890	1,950	2,0 4 5	
京都府	2,203	2,2 4 9	2,2 6 9	
大阪府	5,4 1 5	5,294	5,3 7 9	
兵 庫 県	5,218	5,340	5,5 3 4	
奈 良 県	1,295	1,363	1,413	
和歌山県	1,243	1,2 4 6	1,268	
鳥取県	1,294	1,3 3 8	1,400	
島根県	1,430	_ 1,5 3 1	1,6 3 0	
岡山県	2,7 9 0	2,988	3,1 3 0	
広島県	3,267	3,4 7 3	3,6 7 3	
山口県	2,7 9 3	2,7 5 4	2,883	
徳島県	1,039	1,0 4 9	999	
香川県	1,490	1,5 1 8	1,538	
愛 媛 県	1,428	1,473	1,5 6 0	
高知県	1,187	1,210	1,265	
福岡県	5,197	5,1 6 1	5,584	
佐 賀 県	1,576	1,557	1,5 9 7	(-)
長崎県	1,805	1,881	1,952	*
熊本県	2,440	2,5 3 4	2,7 5 4	
大 分 県	2,062	2,1 3 5	2,2 3 9	
宮崎県	2,875	2,772	2,827	
鹿児島県	3,844	3,3 8 1	3,386	
沖縄県	1,369	1,4 4 1	1,5 2 0	
合計	192,070	197,251	203,614	
			- 	

区分	省	察官定数(()	取締	取締件数(千件)			
都道府県	52 年	53 年	54 年	52 年	53 年	54 年		
北海道	8,4 0 0	8,5 1 0	8,620	6 3 3.5	6 5 0.6	5 7 7.0		
青 森 県	1,8 5 0	1,880	1,940	1 2 5.2	1 5 3.1	1 3 7.1		
岩手県	1,7 4 5	1,8 0 0	1,845	1 4 4.1	1 1 6.7	9 6.6		
官城県	2,770	2,8,20	2,860	2 2 7.5	2 2 0.0	2 3 9.8		
秋田県	1,6 4 5	1,670	1,695	1 3 2.3	1 2 8.4	1 0 4.0		
山形県	1,685	1,710	1,735	1 1 9.1	1 0 7.9	8 9.6		
福島県	2,5 9 0	2,6 2 5	2,665	2 1 0.1	2 3 8.7	2 1 2.1		
東京都	3 9,3 5 0	3 9,6 1 0	3 9.7 3 5	9 1 6.8	7 8 5.8	7 9 0.6		
茨城 県	3,110	3,210	3,3 4 0	2 9 3.1	2 4 7.3	2 0 4.3		
栃木県	2,3 0 5	2,355	2,395	1 9 0.3	1 3 9.8	1 1 0.5		
群馬県	2,360	2,405	2,4 5 5	2 0 9.7	187.3	1 6 3.4		
	6,230	6,540	6,840	5 1 5.7	4 3 3.5	4 5 3.0		
				3 0 2.2	250.2	2 3 6.3		
千葉県	5,550	7,3 0 0	7,650	6 8 8.2	6 7 8.6	6 9 0.7		
神奈川県	1 1,2 5 0	1 1,4 6 0	11,685	3 0 1.1	2 8 6.8	2 5 4.4		
新潟県	3,2 0 0	3,2 5 5	3,295	9 5.6	7 1.5	7 8.1		
山梨県	1,270	1,295	1,3 2 5	2 2 9.9	1 7 7.3	1 8 6.1		
長 野 県 静 岡 県	2,670	2,700	2,735	3 6 3.1	3 5 3.6	2 4 8.4		
	4,4 7 0	4,5 7 0	4,670	179.3	1 3 1.2	1 4 8.4		
富山県	1,610	1,635	1,660	1 6 1.1	1 3 3.8	1 5 2.2		
石川県	1,6 3 5	1,660	1,685		1 0 8.9			
福井県	1,295	1,330	1,375	1 0 9.7		1 1 1.5		
岐阜県	2,5 2 0	2,5 7 5	2,630	2 0 8.5	1 9 2.6	1 3 1.4		
愛知県	1 0,3 1 0	1 0,4 4 0	1 0,5 7 0	7 4 3.3	6 7 3.1	4 8 8.4		
三重県	2,260	2,305	2,350	1 9 2.8	2 3 7.0	2 0 8.1		
滋賀県	1,5 0 0	1,550	1,595	106.2	9 4.4	8 2.7		
京都府	5,650	5,710	5, 7 6 0	2 9 2.3	3 0 8.0	274.9		
大阪府	17,160	1 7,3 3 0	1 7,5 3 0	7 8 0.2	1,25 3.3	1,03,1.0		
兵 庫 県	9,650	9,7 7 0	9,920	5 3 1.7	5 4 4.0	5 8 0.5		
奈 良 県	1,560	1,6 1 0	1,6 9 0	1 0 0.6	9 2.7	7 6.5		
和歌山県	1,700	1,725	1,755	1 5 5.8	1 5 2.8	1 2 5.9		
鳥取県	995	1,020	1,0 4 5	6 9.6	6 6.9	5 3.9		
島根県	1,235	1,260	1,285	7 0.2	5 6.8	5 9.6		
岡山県	2,6 5 0	2,690	2,7 3 0	3 0 8.5	284.6	2 6 6.2		
広 島 県	3,680	3,7 7 5	3,865	289.7	3 0 6.9	2 6 6.1		
山口県	2,7 5 0	2,775	2,8 0 0	1 5 8.0	1 5 5.7	160.8		
徳島県	1,235	1,260	1,290	9 9.9	8 9.5	7 9.0		
香川県	1,4 2 5	1,4 5 0	1,480	1 2 0.9	1 2 0.3	1 0 4.9		
愛 媛 県	1,950	1,9 7 5	2,010	161.9	1 9 2.1	1 7 7.3		
高知県	1,315	1,340	1,3 7 0	9 3.2	7 8.5	9 2.7		
福岡県	8,490	8,610	8,715	7 6 9.8	6 4 1.7	5 6 8.2		
佐賀県	1,3 4 5	1,3 7 0	1,395	1 1 8.3	9 9.1	1 0 3.8		
長崎県	2,7 2 0	2,745	2,770	1 6 4.4	1 4 7.0	1 1 9.4		
熊本県	2,460	2,5 0 5	2.5 4 5	204.3	2 2 0.3	1 4 4.4		
大 分 県	1,7 1 0	1,735	1,760	1 3 3.7	1 4 0.0	1 3 8.6		
宮崎県	1,610	1,6 3 5	1,660	1 3 5.2	1 2 5.6	1 0 3.2		
鹿児島県	2,450	2,4 8 0	2,5 1 5	1 9 9.5	1 6 8.9	1 5 7.8		
沖縄県	2,030	2,070	2,110	1 1 4.1	7 6.4	1 0 3.3		
合 計	199,350	2 0 4,0 5 0	207,350	1 2,4 7 0.1	1 2,1 1 9.2	1 0,9 1 2.8		

(警察庁資料)

区分	信	信号機(基)標識(公安委員会)(千本)標識(道路管理						败海 패 学 `) (I +\
都道府県	52 年	53年	54.年	52 年	53 年	54 年	52 年		
北海道	3,711	4,148	4,636	186.1	207.1			53 年	54年
青森県	684	801	835	57.9	67.1	227.5	8 5.7	9 0.7	9 7.3
岩手県	658		853			8 0.0	1 3.4	1 5.1	1 5.8
		749		6 1.0	6 6.9	4 8.6	17.2	1 8.1	1 9.5
	1,002	727	1,264	100.6	109.2	121.2	17.7	1 9.3	21.0
秋 田 県 山 形 県	710	782	787 863	6 1.5 5 2.5	6 9.5	7 3.4	1 1.2	1 2.1	1 24
福島県		1,249			5 9.7	6 9.3	1 4.4*	1 5.2	1 5.2
	1,147		1,388	71.6	92.1	1128	24.0	2 6.4	3.0.6
東京都	8,7 5 3	9,477	10,220	857,0	9 2 8.5	1,0 1 1.8	8 1.0	8 2.3	7 6.0
茨 城 県	1,484	1,706	1,940	124.2	156.1	1748	2 4.9	2 7.8	3 1.0
栃木県	1,489	1,708	1,731	6 8.4	7 6.3	8 2.6	1 8.7	2 0.6	2 2.4
群馬県	1,285	1,459	1,634	9 4.1	111.0	1 2 7.8	1 5.2	1 9.0	2 0.2
埼玉県	2,672	3,099	3,5 3 9	295.8	327.9	367.1	4 8.2	5 0.4	5 4.5
千葉県	2,6 3 4	2,9 9 4	3,4 3 4	157.2	178.2	205.4	3 7.6	4 5.2	5 1.2
神奈川県	3,6 2 2	3,989	4,403	303.1	3 3 7.5	360.1	2 6.7	28.7	3 0.9
新潟県	1,5 3 2	1,704	1,892	6 6.6	7 9.7	96.3	2 4.1	25.0	27.2
山梨県	477	534	588	3 4.2	41.7	4 6.5	9.0	1 0.9	1 3.6
長 野 県	1,176	1,260	1,362	61.1	6 8.5	76.4	3 0.6	3 2.8	3 6.3
静岡県	2,4 5 6	2,679	2,921	178.4	210.0	242.7	2 8.3	2 9.8	3 0.3
富山県	731	816	913	5 4.2	4 1.5	4 5.1	1 4.2	1 6.4	20.0
石川県	703	788	886	4 2.4	4 9.7	4 9.7	1 3.4	1 6.2	17.1
福井県	615	687	765	4 8.3	5 3.7	5 5.6	9.5	101	1 3.5
岐阜県	1,1 29	1,249	1,369	105.1	1 2 6.7	141.4	2 8.9	2 9.8	3 1.3
愛知県	5,463	5,833	6,176	490.8	488.6	493.7	5 6.3	6 0.4	5 9.4
三重県	922	1,033	1,1 4 1	7 9.3	9 4.6	111.4	1 5.2	1 5.4	2 0.4
滋賀県	552	597	640	4 1.0	4 4.5	47.0	1 3.4	1 3.7	1 5.5
京都府	1,3 1 1	1,458	1,570	118.9	130.9	138.0	9.8	1 0.4	1 0.9
大阪府	6,544	7,021	7,503	374.1	400.7	4 2 3.7	2 6.9	27.7	28.8
兵 庫 県	2,9 2 6	3,259	3,543	2 0 2.8	2 2 6.9	2 5 5.3	29.4	3 0.4	3 2.6
奈良県	557	634	727	3 1.3	3 4.0	3 6.1	9.0	9.4	9.4
和歌山県	609	677	734	3 3.5	3 8.7	4 4.4	6.4	6.6	7.3
鳥取県	391	440	479	29.9	3 5.5	3 9.9	7.8	8.1	8.6
岛 根 県 岡 山 県	1050	480	552	37,9	41.7	4 5.4	19.0	1 9.5	20.4
	1,050	1,184	1,315	88.7	102.7	112.2	1 3.6 2 4.7	14.2	14.2
広島 県	1,627 990	1,823	2,015	164.3	1 9 3.8 9 3.1	218.1		26.0	2 7.6
44. 4 153	526	1,090	1,195 660	8 1.2 3 7.7	41.1	1 1 2.0 4 3.8	1 7.7 8.8	1 9.3 9.6	2 0.5 1 0.5
徳 島 県	499	570	651	28.3	31.8	3 5.0	7.5	8.4	8.7
愛媛県	560	648	765	5 8.0	6 2.7	71.0		1 2.1	1 2.5
高知県	510	576	650	4 1.0	4 5.3		1 1.1		
福岡県			3,070			5 0.2	6.4	6.5	7.5
佐賀県	2,5 4 9	2,795 522	573	1 5 2.7 5 4.1	1 9 0.9 5 9.3	228.3	2 4.0	2 7.9	31.2
長崎県	624	700	760	6 3.4	68.2	6 1.6 7 2.8	6.5	6.9	7.6
熊 本 県	737	823	907	57.1	65.9		9.8	1 0.4	10.8
大分界	640	724	809	5 5.0	4 9.7	61.9 71.2	1 7.7	1 5.4	20.0
宮崎県	709	781	862	8 1.3	9 6.4		5.6 9.1	6.4	7.5
<u> </u>	784	885	985	6 9.8	8 3.2	1 0 9.0 9 7.8	1 2.7	9.9	1 1.3 1 2.2
沖縄県	439	501	576	2 5.1	31.1	3 6.4	4.5	1 1.1 5.4	6.6
合計	71,728	79,359	87,081	5,5 7.8.8	6,209.7		966.8	1,0 3 3.0	
四百	1 1,1 40			J,J 1 0.0	<u> </u>		900.8		1,109.3
		(音祭	厅資料)		(同	左)		(建設	省資料)

区分			(基)	立体横断施設(所)			
都道府県	52 年	53 年	54 年	52 年	53 年	54 年	
北 海 道	5 1,6 5 8	5 5, 2 4 4	6 7,8 8 2	302	294	295	
育 森 県	2,690	3,8 0 4	4,239	6 5	7 0	7 :	
岩 手 県	1 1,0 3 4	10,876	1 0,4 2 2	8 9	9 2	9 1	
宮 城 県	6,662	6,8 3 2	8,010	109	112	118	
秋 田 県	6,381	6,778	7,3 1 1	7 4	7 8	9 (
山形県	5, 5 7 5	5,878	6,618	6 8	7 0	7 3	
福島県	7,832	8,319	9,776	173	180	197	
東京都	3 9 3,5 0 7	4 0 9,3 5 5	4 2 0,1 3 6	1,0 9 9	1,089	1,08	
莢 城 県	5,986	6,541	7,4 7 2	239	245	24	
栃 木 県	5,2 5 2	6,685	6,883	122	124	13;	
群 馬 県	3,682	3,935	5,063	187	186	198	
埼 玉 県	2 4,5 1 2	2 5, 8 2 0	3 1, 2 8 3	512	517	519	
千 葉 県	1 4,8 0 4	1 6,5 4 7	1 8,0 3 0	269	292	300	
神奈川県	4 3,3 3 4	4 4,6 0 0	47,853	610	609	611	
新潟県	1 9,9 9 8	2 3,8 0 6	2 5,7 9 4	139	1 3 7	14	
山梨県	3,5 1 9	3,7 6 2	3,8 9 2	8 2	8 3	8.3	
長 野 県	8,6 1 8	9,090	1 0,2 6 1	224	230	234	
静 岡 県	1 4,8 3 7	1 5,2 0 6	1 8,4 0 8	369	369	385	
富山県	1 0,6 8 7	1 0,9 9 2	1 2,0 0 6	103	114	114	
石川県	6,106	7,289	8,633	125	125	126	
福井県	7,785	7,735	8,734	5 5	5 4	5 8	
岐 阜 県	7,7 3 4	8,795	1 1,4 0 4	3 2 6	334	367	
愛 知 県	4 8,0 0 1	5 4,8 1 0	5 9,5 5 9	822	834	848	
三重県	1 1,3 9 1	1 1,6 0 6	1 1,4 4 6	236	204	205	
滋 賀 県	4,334	8,733	9,294	106	109	11(
京都府	16,616	1 6,8 7 4	1 7,4 9 9	169	189	20	
大 阪 府	4 6,9 9 3	4 9,3 0 3	5 2,3 0 2	690	707	702	
兵 庫 県	1 7,7 0 5	1 9,7 7 2	20,550	455	486	504	
奈 良 県	5,235	5, 5 8 9	5,647	5 5	5 7	6 2	
和歌山県	4,956	5,180	5,889	7 2	7 4	7 :	
鳥取県	3,9 7 2	6,638	6,638	3 6	4 3	4 4	
島根県	5, 7 5 8	6,653	6,937	49	50	4 5	
岡山県	9,4 8 7	9,6 3 2	9,6 3 2	216	2 2 9	215	
広島 県	1 3,2 1 1	1 4,4 5 7	1 5,6 4 7	208	237	244	
山口県	9,1 3 5	9,706	1 1,3 7 3	194	214	2 2 2	
徳 島 県	7,2 7 6	7,710	9,2 6 7	7 2	7 1	7 1	
香川県	7,4 3 6	7,687	8,180	90	90	9 (
爱 媛 県	5,5 2 7	5,684	6,0 6 1	129	139	14(
高知県	7,2 3 7	8,4 0 8	8,745	31	33	3 3	
福 岡 県	1 5,9 8 0	17,358	19,540	291	296	316	
佐賀 県	3,179	3,370	3,487	61	68	6 3	
長崎 県	4,611	4,960	5,170	83	90	86	
熊本県	5,0 2 6	5,074	6,389	71	71	L	
大 分 県	7,3 6 7	9,615	10,634	95	96	9 :	
宮 崎 県	4,1 1 4	3,975	4,660	5 5	60	7 8	
鹿児島県 神縄 県	2,0 7 7	2,7 5 9 2,4 5 9	2,9 9 2 2,7 7 7	69 60	7 7 6 2	6 2	
合計	930,908	994,061	1,070,424	9,756	9,990	10,193	
11 11	330,308	234,001	(建設省資料)	9,100	(「道路粉	<u></u>	

			1. 1.0	Б	K V	N (1)				
区分	自動	車 (千	台)	原付	原付自転車 (千台)			自転車(指)		
都道府県	52年	53年	54年	52 年	53 年	54 年	52 年	53 年	54 年	
北 海 道	1,8 4 4.1	1,9 5 5.1	2,0 6 7.9	1 0 5.9	1 1 5.4	1 2 5.3	2,042	2,037	1,718	
青 森 県	480.2	510.4	5 3 6.8	7 8.3	8 8.0	9 8.7	517	488	509	
岩 手 県	484.1	5 1 7.1	5 4 7.5	103.3	113.2	1 2 3.3	589	579	454	
宮 城 県	6 9 9.7	7 4 9.6	7 9 5.8	1 2 1.6	1 3 6.2	1 5 2.1	872	794	766	
秋 田 県	468.2	4 9 8.0	5 2 5.8	7 2.6	107.2	8 5.6	541	537	556	
山形県	518.5	5 4 6.2	571.8	8 3.2	9 6.2	107.9	658	564	558	
福島県	780.1	791.5	8 3 9.5	1 5 7.6	169.0	1 7 9.2	860	821	716	
東京都	2,9 8 4.3	3,09 6.4	3,2 2 4.7	2 5 3.9	3 0 4.7	374.2	4,092	4,321	4,3 5 6	
茨 城 県	9 4 5.1	1,0 1 5.5	1,0 8 2.6	182.0	1982	215.5	1,004	1,286	1,259	
栃木県	7 3 9.2	782.4	8 3 6.8	1 6 6.4	181.8	1 9 2.8	862	983	947	
群馬県	8 3 5,1	883.7	9 3 1.1	1 3 6.0	150.4	164.1	746	911	959	
埼玉県	1,3 8 7.2	1,5 0 2.5	1,6 0 9.4	231.1	269.0	3 1 9.1	2,290	2,7 4 6	2,9 2 6	
千 葉 県	1,203.0	1,29 8.3	1,4 0 1.9	202.9	2 2 9.5	263.3	1,660	1,893	1,926	
神奈川県	1,5932	1,697.1	1,8 0 0.7	1 3 9.8	184.0	2 4 4.9	2,213	2,312	2,606	
新傷県	9 3 9.8	9 9 3.1	1,0 4 5.6	196.6	217.2	2 3 7.3	1,064	1,099	1,251	
山梨県	3 2 8.8	3 4 5.2	3 6 3.2	8 5.9	97.4	1 0 6.7	332	354	378	
長 野 県	9 3 9.4	983.6	1,0 2 6,9	182.5	207.6	2 2 7.5	978	875	773	
静岡県	1,2 7 5.8	1,336.3	1,4 0 9.2	2 6 9.1	301.1	3 3 0.3	1,584	1,5 5 1	1,512	
富山県	4 0 5.6	4 4 5.4	4724	4 4.4	4 8.1	5 2.2	501	504	561	
石川県	3 8 2.3	4 0 7.9	4 3 2.4	4 9.7	5 4.0	5 9.5	518	449	438	
福井県	301.1	317.4	3 3 4.0	3 9.1	4 3.6	<u>4</u> 8.0	405	405	390	
岐阜県	7 5 2.3	786.8	8 2 0.8	102.9	1 1 6.3	1 2 6.1	897	984	976	
愛知県	2,2 4 1.1	2,3 4 0.8	2,4 4 8.0	2 2 8.0	2524	278.6	3,0 3 5	2,982	3,222	
三重県	6 5 1.4	6 8 6.0	7 2 2.7	1 5 0.6	173.2	187.7	846	788	950	
滋賀県	4 1 9.5	4 4 3.7	470.2	7 8.9	9 3.5	107.3	447	627	680	
京 都 府	7 3 7.0	7 6 6.0	7 9 2.3	1 6 1.9	197.4	237.6	1,077	864	1,139	
大阪府	2,0 8 5.4	2,1 6 2.8	2,2 2 1.0	201.1	2 6 6.9	354.6	3,3 5 0	3,634	3,9 6 4	
兵 庫 県	1,4 1 4.4	1,4 7 8.6	1,5 4 7.9	2 3 5.9	281.9	3 3 4.9	2,1 3 0	2,184	2,5 3 4	
奈良県	3 2 2.2	3 3 8.3	3 5 4.6	7 0.9	8 9.6	110.8	423	432	593	
和歌山県	4 6 3.8	482.1	4 9.9.8	8 9.5	1 0 8.0	1 2 6.8	550	407	423	
鳥取県	2 3 8.6	251.4	267.4	27.7	3 1.9	3 6.8	220	291	336	
島根県	286.0	295.4	3 1 7.0	6 0.5	67.4	7 3.9	349	321	403	
岡山県	7 6 3.4	8 0 0.9	835.5	164.9	187.0	205.1	749	893	937	
広島県	903.1	9 4 8.7	993.3	183.0	216.3	249.6	1,182 730	1,138	1,236	
山口県	5 4 5.1	574.6		9 3.9		į	402		819	
徳島県	327.9	343.5		7 4.3	8 5.0	9 5.1		336	288	
香川県	418.0	4 3 6.5		5 3.4	6 9.0	8 2.2	534 771	604	568 576	
愛 媛 県 高 知 県	557.3	3452	606.7	8 9.4 6 7.7	1 1 6.3 8 2.8	9 6.2	429	408	352	
高知県福岡県	331.6	3 4 5.2 1,4 7 7.0	359.2	194.8	2282	265.6	1,726	1,763	1,478	
佐賀県	1,38 8.7 3 3 1.1	350.8		5 4.9	6 5.5	7 5.8	342	352	332	
	437.3	4 6 5.4		7 1.4	8 2.9	9 6.6	382	271	270	
長 崎 県 熊 本 県	644.1	68 9.9	730.1	1 3 5.9	1 5 5.1	171.6	805	727	595	
大分界	429.1	4 5 3.7	480.7	7 7.2	9 0.1	1 0 3.7	433	394	457	
宮崎県	4 5 5.3	490.8	5 2 2.4	77.1	8 9.4	100.1	478	547	436	
鹿児島県	624.3	669.0	715.4	140.0	153.5	167.7	760	585	495	
沖縄県	315.1	3 3 9.4		7.1	1 6.8	2 2.9	106	114	84	
合計	37,618.0					7,673.7	L			
	,			-,	(原		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	産業振興!		
		ζ:	AETM 日頂作了		(In	, AT)	(日野里	在宋派 界	w女 真件丿	

FA	∆€ ±±€€	(10T/s	/101 \	
区分		キロ(10万台		
都道府県	52 年	53 年	54 年	
北海道	3 5 6.1			
青森県	8 4.4			
岩 手 県	9 3.7		· , , ,	
宮 城 県	102.8			
秋 田 県	7 6.5			
山形県	8 0.6			
福島県	1 2 5.7			
東京都	286.5			
茨 城 県	1 4 8.3			
栃木県	1 1 1.9			
群馬県	1 1 5.9			
埼玉県	1 8 2.4			
千葉 県	184.0			
神奈川県	192.7	<u> </u>		
新潟県	1 3 1.6	├ ─	-	
山梨県	4 5.4	 		
長野県	1 2 5.8			
静岡県	1 6 5.8			
富山県	6 8.5			
	7 1.8			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
福井県	5 7.2			
岐 阜 県	1 3 1.2			
愛知県	1 3 3.8			
三重県	104.2		·	
滋賀県	6 6.9			
京都府	1 1 4.3			
大阪府	2 4 4.3			
兵 庫 県	2 0 6.3		·	
奈 良 県	4 6.8			
和歌山県	5 7.0			
鳥取県	4 0.6			
島根県	5 7.8			
岡山県	1 1 5.0			
広島県	1 3 3.0			
山口県	9 5, 1			
徳島県	5 3.8			
香川県	5 6.9			
愛媛県	7 6.2			
高知県	5 5.5			
福岡県	2 1 5.5			
佐賀県	5 6.5			
長 崎 県	6 7.5			
熊本県	1 0 6.2	 		
大 分 県	7 8.0			
宮崎県	7 5.4			
鹿児島県	1 0 2.8	<u> </u>		
沖縄県	5 0.2	<u> </u>	<u> </u>	
合計	5,548.5	<u> </u>		
L H HI	10,0 20.0		車設省資料)	L

(建設省資料)

(その12) 気温・医師数

区分	卫化与淮	显(気象官署所	左州)(底)	区分	1		
	52 年	53 年	54 年	都市	52 年	師 数 (人 53 年	54 年
都道府県 北海道	7.8	8.2	8.4	札幌	32 +	6, 1 7 6	34 -1-
	9.4	1 0.0	1 0.2	育森		1,7 1 2	
青森県 岩手県	9. 7	1 0. 0	1 0. 5	盛岡		1, 7 4 2	
宮城県	1 1.9	1 2.2	1 3.1	仙台		2,839	
	1 1.9	1 1.4	1 1.7	秋田		1, 3 3 5	
	1 1.0		1 2.1	山形		1,3 3 3	
	1 2.5	1 1.5 1 2.8	1 3.6	福島		2, 2 6 0	
	1 5.8	1 6.1	1 6.9	東京		1 7,0 4 0	
東京都	1 3.2	1 3.5	1 4.6	水戸		2,078	<u></u>
	1 3.2	1 3.4	1 4.3	字都宮		1,952	
			1 5. 1	前橋		2,2 4 9	
1	1 4. 2	1 4.3				3,748	
埼玉県	1 4.4 1 5.5	1 4.6 1 5.6	1 5.4 1 6.7	能 谷		3, 7 4 6	
	1 5. 4	1 5. 5	1 6. 7	横浜		7,434	
神奈川県新潟県	1 3.4	1 3.6	1 4.1	新潟		2,790	
山梨県	1 4.3	1 4.1	1 4.1	甲府		8 2 0	
長 野 県	1 1.5	1 1.6	1 2.4	長野		2,400	:
静岡県	1 6.5	1 6.5	1 7.0	静岡		3, 4 2 4	<u> </u>
富山県	1 3.4	1 3.9	1 4.4	富山		1,212	
石川県	1 4.2	1 4.4	1 4. 8	金沢		1,940	
福井県	1 4.1	1 4.6	1 5.1	福井		803	
世 東 東	1 5. 4	1 5. 7	1 6. 2	岐阜		2,023	
愛知県	1 5. 4	1 5. 4	1 5. 9	名古屋		6, 9 2 6	
三重県	1 5. 4	1 5. 3	1 5. 6	津		2,048	
滋賀県	1 4. 2	1 4.6	1 5. 0	彦根		1,074	
京都府	1 5. 7	1 5. 7	1 6.0	京都		4,416	
大阪府	1 6.7	1 6.8	1 7.1	大阪		1 2,4 0 5	
兵 庫 県	1 6.0	1 5. 9	1 6. 3	神戸		6,707	
奈良県	1 4.6	1 4.8	1 5.0	奈良	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1, 3 1 3	
和歌山県	1 6.3	1 6.3	1 6.6	和歌山	**	1,464	
鳥取県	1 4.2	1 4.9	1 5. 1	鳥取		1,081	
島根県	1 4.4	1 4.9	1 4.9	松江		9 4 9	
岡山県	1 4.9	1 5. 2	1 5. 4	岡山	<u> </u>	3,054	
広 島 県	1 5, 1	1 5. 4	1 5.5	広 島		3,840	
山口県	1 5.6	1 6.2	1 7.2	下 関		2,144	
徳島県	1 6.1	1 6.2	1 6.5	徳島		1,475	
香川県	1 5.4	1 5. 8	1 6.0	高松		1,243	
愛 媛 県	1 5.8	1 6.1	1 6.2	松山		1,775	
高知県	1 6.6	1 6.5	1 6.8	高知		1,076	
福岡県	1 6.3	1 6.8	1 6. 7	.福 岡		7,315	
佐 賀 県	1 6, 1	1 6. 6	1 6.5	佐賀		984	
長 崎 県	1 6.8	1 7.2	1 7.1	長崎		2,498	
熊本県	1 6, 4	1 6. 6	1 6.6	熊本		2,658	
大 分 県	1 5. 9	1 6.3	1 6. 2	大 分		1,402	
宮崎県	1 7.1	1 7.1	1 7.2	宮崎		1,1 7 9	
鹿児島県	1 7.9	1 7.9	1 7.9	鹿児島		2,127	
沖縄県	2 2.6	2 2.1	2 2.3	那覇		7 6 6	
合 計						1 4 2, 9 8 4	

(「気象庁年報」) (厚生省衛生統計課資料)